

令和3年度 スポーツ少年団事務必携書



令和3年4月9日

<目次>

1. 令和3年度日本スポーツ少年団活動計画	P1
2. 日本スポーツ少年団の主な活動	P6
3. 令和3年度国内・国際交流事業への指導者の参加条件について	P9
4. スポーツ少年団登録システムについて	P10
5. 登録(概要)	P11
6. 新型コロナウイルスの影響を踏まえた令和3年度スポーツ少年団登録(更新登録)に係る緩和措置	P15
7. 登録認定関係資料	P17
8. 日本スポーツ少年団制定団旗	P18
9. スポーツ少年団関係標章デザインガイドライン	P19
10. 運動適性テストⅡ	P21
11. 広報・出版一覧	P22
12. スポーツ少年団に係る各種規程について	P25
13. スポーツにおける暴力行為等相談窓口への連絡内容概要	P26
14. 暴力行為等相談における調査・処分手続きについて	P28
15. JSPO フラッシュ	P38
16. 都道府県スポーツ少年団一覧	P53
17. 令和3年度日本スポーツ少年団行事予定表	P54
18. スポーツ少年団の歌	P57
19. スポーツ少年団の理念・日本スポーツ少年団団員綱領・日本スポーツ少年団指導者綱領	P58

令和3(2021)年度公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団 活動計画(令和3年4月9日時点)

網掛部分＝令和3年2月27日時点からの変更箇所

下線＝令和2年度からの主な変更点

■新型コロナウイルスの影響を踏まえた、令和3年度日本スポーツ少年団が主催する国内・国際交流事業への指導者の参加条件について
新型コロナウイルスの影響を踏まえ、令和3年度に限り、「当該事業年度に、スポーツ少年団に『スポーツ少年団の理念』を学習した者※として『指導者』登録している者」は、「当該事業年度に、スポーツ少年団に『指導者』登録している者」に読み替えて対応するものとする。(なお、各種国内・国際交流事業において別に定める条件がある場合は、当該条件も満たす必要がある。)

※「スポーツ少年団の理念」を学習した者:「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該事業前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」

1. 指導者養成・研修

名称	①期日(予定) ②開催場所(予定) ③参加者数 ④参加料・受講料等(一人あたり)	参加対象・参加条件・経費等
(1) スタートコーチ(スポーツ少年団) インストラクター移行研修会	①令和3年10月～11月[1日] ②全国7会場 ③350名 ④2,200円	・参加対象者 令和元年度(2019年度)にスポーツ少年団認定育成員としてスポーツ少年団に登録し、継続してスポーツ少年団登録している者 ・全国7会場(北海道ブロック、東北ブロック、関東ブロック、北信越ブロック、近畿ブロック、四国ブロック、九州ブロック)
(2) スタートコーチ(スポーツ少年団) インストラクター養成講習会	①令和3年10月～11月[2日間] ②大阪府 ③50名程度 ④4,400円	・参加対象者 令和3年度にスポーツ少年団に登録し、都道府県スポーツ少年団が推薦する者
(3) スタートコーチ(スポーツ少年団) 養成講習会	①令和3年4月1日(木) ～令和4年2月28日(月)[1日] ②都道府県にて実施 ③— ④実施団体にて設定	・ <u>対面開催を原則とするが、オンライン開催も可能とする。</u>
(4) 第4回ジュニアスポーツフォーラム	①令和3年6月13日(日) ②オンライン開催 ③500名程度 ④1,100円	・参加対象者 スポーツ少年団登録指導者及び各都道府県リーダー代表者1名、リーダー育成担当者1名、ジュニアスポーツに関わる法律実務家・研究者及び当協会公認スポーツ指導者資格保有者 他
(5) アクティブ・チャイルド・プログラム 講師講習会	①令和3年5月～令和4年2月[2日間] ②全国3会場(東・中・西) ③150名程度 ④5,500円	・参加対象者 都道府県体育・スポーツ協会から推薦された者(原則1名)、都道府県スポーツ少年団から推薦された者(原則3名)、日本スポーツ少年団から推薦された者(若干名)。都道府県スポーツ少年団から推薦される者のうち最低1名は、スポーツ少年団登録者であることが望ましい。 ・ <u>対面開催を原則とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンライン参加を併用する形態で開催する場合がある。</u>
(6) アクティブ・チャイルド・プログラム 講師講習会受講修了者ブラッシュアップセミナー	①令和3年5月～令和4年2月[1日] ②全国3会場(東・中・西) ③90名程度 ④4,180円	・参加対象者 「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム講師講習会」もしくは「アクティブ・チャイルド・プログラム講師講習会」受講修了者 ・ <u>対面開催を原則とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンライン参加を併用する形態で開催する場合がある。</u>
(7) アクティブ・チャイルド・プログラム 都道府県普及促進研修会 —委託30コース(予定)—	①令和3年4月1日～令和4年2月28日[1日] ②都道府県にて実施 ③— ④実施団体にて設定(下限:500円)	・参加対象者 スポーツ少年団関係者、JSPO公認スポーツ指導者、総合型地域スポーツクラブ関係者、幼稚園・保育所等関係者、教育委員会関係者等(最低10名以上/1コース) ・講師 原則として「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム講師講習会」もしくは「アクティブ・チャイルド・プログラム講師講習会」受講修了者とする ・カリキュラム アクティブ・チャイルド・プログラムに関する講義、運動遊び、指導法・指導技術に関する実技、その他(ディスカッション等)3時間以上とする ・「運動遊び、指導法・指導技術に関する実技」については、「運動遊び、指導法・指導技術に関する講義(座学)」への代替やオンライン研修として実施を認める緩和措置を講じる。[令和2年度と同様の措置]

2. 指導者協議会

名称	①期日(予定) ②開催場所(予定) ③参加者数 ④参加料・受講料等(一人あたり)	参加対象・参加条件・経費等
(1) 全国スポーツ少年団指導者協議会	①令和3年6月12日(土) ②オンライン開催 ③50名程度 ④無料	・参加対象者 指導者協議会等代表1県1名(スポーツ少年団の理念を学んだ)JSPO公認スポーツ指導者資格保有者) ・当協会旅費基準により交通費を支給(宿泊費は上限8,000円を補助) ※オンライン開催に係る対応については検討中
(2) ブロック指導者研究協議会 —組織整備強化(助成)—	①令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木) ②各ブロックにて開催 ③— ④—	・参加者はスポーツ少年団に「指導者」登録している者を対象とし、具体的にはブロックにおいて定める ・各ブロックにおいて実施要項を作成

3. リーダー養成・研修

名称	①期日(予定) ②開催場所(予定) ③参加者数 ④参加料・受講料等(一人あたり)	参加対象・参加条件・経費等
(1) シニア・リーダースクール	①8月中旬 ②オンライン開催 ③調整中 ④調整中	- 参加対象者 次の条件を満たし都道府県スポーツ少年団が推薦する者 (令和3年度にスポーツ少年団に団員として登録する、義務教育終了者で20歳未満のジュニア・リーダー資格を有する者または所定の活動単位数を満たした者。) - 新型コロナウイルス禍が理由であれば、活動単位を満たしていない団員、20歳の参加を都道府県スポーツ少年団本部長特別推薦によって認める。
(2) ジュニア・リーダースクール ー組織整備強化(助成)ー	①令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木) ②都道府県にて実施 ③ー ④ー	- 参加対象者 令和3年度にスポーツ少年団に「団員」登録している小学校5年生以上中学生までの者で、所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者。ただし、令和3年度及び令和4年度に限り、開催する都道府県スポーツ少年団の判断で、参加資格(年齢)の上限を上げる(高校生以上の参加を認める)ことを可能とする。 - 都道府県において実施要項を作成 20時間以上のプログラム実施時間を確保できない場合は、8時間を上限にレポート課題で補填することができる。(レポート1つにつき4時間) [令和2年度と同様の措置] - 話し合いのプログラムを他のプログラムで代替することができる。 [令和2年度と同様の措置]
(3) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会	①令和3年6月12日(土)～13日(日) ②オンライン開催 ③各都道府県2名まで ④無料	参加対象者 各都道府県リーダー代表者1名、リーダー育成担当者1名
(4) ブロックリーダー研究大会 ー組織整備強化(助成)ー	①令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木) ②各ブロックにて開催 ③ー ④ー	- 参加対象者 ブロック内都道府県スポーツ少年団リーダー代表者、リーダー育成担当者 - 各ブロックにおいて実施要項を作成

4. 国内交流

名称	①期日(予定) ②開催場所(予定) ③参加者数 ④参加料・受講料等(一人あたり)	参加対象・参加条件・経費等
(1) 第59回全国スポーツ少年大会 (リーダーズアクション2021)	①令和3年9月18日(土)～20日(月) ②東京都 ③288名 ④13,200円	- 参加対象者(指導者) 令和3(2021)年度にスポーツ少年団に「指導者」登録している者 - 参加対象者(団員) 令和3年度にスポーツ少年団に「団員」登録している、開催年の4月1日現在、中学1年生以上高校3年生相当の年齢の者。 ※ジュニア・リーダー資格を有しており、かつ、所属の都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する場合に限り小学6年生の者でも参加を認める。また、新型コロナウイルス禍が理由であれば、ジュニア・リーダー資格を保有していない小学6年生であっても、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者については参加を認める。 - 各都道府県の参加者枠は、各団員5名、指導者1名(開催都道府県は団員10名、指導者2名)(計288名) - 宿泊費、食事は主催者負担(大会旅費基準により交通費(指導者・団員ともに往復の2分の1)を補助) - 参加者は交歓記念品として500円程度の民芸品を準備
(2) 第43回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会	①令和3年8月13日(金)～16日(月) ②沖縄県 ③256名 ④無料	- 参加対象者(指導者) 令和3(2021)年度にスポーツ少年団に「指導者」登録している者で、集団指導の能力に優れ、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。 - 参加対象者(団員) 令和3年度にスポーツ少年団に「団員」登録している者 - チーム編成は、指導者2名、団員14名(小学4～6年生)【同一単位団所属】 - 参加チーム数は、16チーム(計256名)／(北海道1、東北2、関東2、北信越1、東海2、近畿2、中国2、四国1、九州2、開催地1) *参加チームはブロック内で決定 - 宿泊費、食事は当協会負担 - 参加者は交歓記念品として500円程度の民芸品を準備 全日本軟式野球連盟の「学童野球に関する投球数制限ガイドライン」を適用する
(3) 第44回全国スポーツ少年団剣道交流大会	①令和4年3月26日(土)～28日(月) ②高知県 ③384名 ④無料	- 参加対象者(指導者) 令和3(2021)年度にスポーツ少年団に「指導者」登録している者で、集団指導の能力に優れ、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。 - 参加対象者(団員) 令和3年度にスポーツ少年団に「団員」登録している者 - 各都道府県の参加者枠は、指導者1名、団員7名 - 団体戦: 男女計5名(小学校4～6年生)【同一市区町村スポーツ少年団所属】 - 個人戦: 男子(中学生1名)、女子(中学生1名) - 宿泊費、食事は当協会負担 - 参加者は交歓記念品として500円程度の民芸品を準備

(4) 第19回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 ー助成ー	①令和4年3月27日(日)～30日(水) ②島根県 ③720名(女子)、150名(男子) ④無料	・参加対象者(指導者) ①令和3(2021)年度にスポーツ少年団に「指導者」登録している者で、集団指導の能力に優れ、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。②指導者(監督・コーチ)のうち1名は、公益財団法人日本スポーツ協会公認バレーボールスタートコーチ、コーチ1、コーチ2、コーチ3若しくはコーチ4有資格者、又は公益財団法人日本バレーボール協会若しくは日本小学生バレーボール連盟が共催する全国小学生バレーボール指導者研修会の受講者。なお、試合時にはそれらを証明する証明書等を所持すること ・参加対象者(団員) 令和3年度にスポーツ少年団に「団員」登録している者 ・チーム編成は、指導者2名、団員12名(小学3～6年生)以内、必要に応じてマネージャー1名をおくことができる【団員は同一単位団所属】 ・マネージャーは、役員またはスタッフとして登録している者でも可 ・参加チーム数 〔女子〕全国48チーム 計720名(47都道府県及び開催県から選出)／ 〔男子〕全国10チーム 計150名(全国9ブロック及び開催県から選出) ・宿泊費、食事は当協会負担 ・参加者は交歓記念品として500円程度の民芸品を準備
(5) 第43回全国スポーツ少年団ホッケー交流大会 ー助成ー	①令和3年8月13日(金)～16日(月) ②滋賀県 ③ー ④2,000円	・参加対象者 令和3(2021)年度スポーツ少年団及び日本ホッケー協会の登録を完了した者 ・チーム編成は、指導者3名、団員12名(小学4～6年生)以内 ・各都道府県の参加チーム枠は、男女各1チーム
(6) ブロックスポーツ少年大会 ー組織整備強化(助成)ー	①令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木) ②各ブロックにて実施 ③ー ④ー	・参加対象者 令和3(2021)年度にスポーツ少年団に登録する団員・指導者 ・各ブロックにおいて実施要項を作成
(7) ブロック競技別交流大会 ー組織整備強化(助成)ー	①令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木) ②各ブロックにて実施 ③ー ④ー	・参加対象者 令和3(2021)年度にスポーツ少年団に登録する団員・指導者 ・各ブロックにおいて実施要項を作成(原則として4競技以上)

JFA 第45回全日本U-12サッカー選手権大会は、公益財団法人日本サッカー協会と日本スポーツ少年団の共催により、令和3年12月下旬に鹿児島県にて開催

5. 国際交流

名称	①期日(予定) ②開催場所(予定) ③参加者数 ④参加料・受講料等(一人あたり)	参加対象・参加条件・経費等
(1) 第48回日独スポーツ少年団同時交流(派遣)	①令和3年7月下旬～8月上旬(8日間程度) ※事前研修会の開催期日含め調整中 ②オンライン開催 ③最大88名(詳細調整中) ④無料	・詳細調整中
(2) 第48回日独スポーツ少年団同時交流(受入)	※両国の派遣団員同士によるオンライン交流となるため、受入事業は行わない。	
(3) 2021年日独スポーツ少年団指導者交流(派遣)	①令和3年10月3日(日)～16日(土) 〔日本発着:14日間〕 ＜事前研修会＞令和3年9月頃 ②ドイツ各地 ＜事前研修会＞東京都 ③10名 ④150,000円	・参加対象者:令和3(2021)年度にスポーツ少年団に「指導者」登録している者又は都道府県・市区町村スポーツ少年団事務担当者で原則として50歳までの者
(4) 2021年日独スポーツ少年団指導者交流(受入)	①令和3年10月29日(金)～11月10日(水) 〔日本発着:14日間〕 ②広島県、高知県、東京都 ③10名 ④ー	・ドイツスポーツユース指導者
(5) 2021年日中青少年スポーツ交流(受入)	①令和3年8月〔7日間〕 ②北海道・東北ブロック ③40名 ④ー	・実施について中国側と調整中
(6) 2020年日独スポーツ少年団ユースキャンプ (2021年実施)	①令和3年7月22日(木)～8月5日(木) ＜事前研修会＞ 令和3年5月15日(土)～16日(日) ②オンライン開催を検討中 ＜事前研修会＞ オンライン開催 ③60名 ④150,000円	・参加者数は指導者10名を含む ・参加対象者(指導者):令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度にスポーツ少年団に「指導者」登録している者で、原則として51歳以下(2021年4月1日現在)の者 ・参加対象者(団員):原則として15～21歳(2021年4月1日現在)の令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度スポーツ少年団登録団員。ただし、主催者が認めた場合に限り24歳までの登録団員を参加可能とする。 ・欠員補充のための参加者募集にかかる参加資格については開催要項を参照

6. 広報出版

名称	備考
(1) 豊かなスポーツライフをサポートする情報誌「Sport Japan」の発行	・ 奇数月10日(年6回発行) ・ 単位スポーツ少年団に2冊配布 ・ 都道府県、市区町村スポーツ少年団に2冊配布
(2) ガイドブック「スポーツ少年団とは」の作製・配布	・ スポーツ少年団のガイドブック及び育成母集団研修会用教材として発行 ・ 市区町村スポーツ少年団、関係者 他(当協会ホームページ上にも公開)
(3) スポーツ少年団「PRリーフレット」の作成(PDF)	・ 当協会ホームページ上に公開
(4) スポーツ少年団年鑑「スポーツ少年団育成報告書」の作製・配布	・ 当協会ホームページ上に公開(各都道府県・市区町村スポーツ少年団にPDF版を配布)
(5) 「リーダー育成マニュアル」の作成(PDF)	・ ジュニア・リーダー及びボシニア・リーダー育成の手引書として作成 ・ 当協会ホームページ上に公開
(6) 広報活動ガイドの公開(PDF)	・ 当協会ホームページ上に公開
(7) 「アクティブ・チャイルド・プログラム」ガイドブックの作製・販売	・ 有料販売を実施

7. 少年団顕彰

名称	備考
少年団顕彰(表彰、感謝状贈呈)	・ 日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準に基づき、都道府県スポーツ少年団の推薦によって、永年にわたり少年団の発展に貢献し特に顕著な功績がある市区町村スポーツ少年団と登録者を表彰、退任者に感謝状を贈呈

8. 研究調査

名称	備考
(1) 専門部会(指導育成部会、活動開発部会、広報普及部会)	・ 年4回程度開催(各部会)
(2) プロジェクト・ワーキンググループ	・ プロジェクト ① 青少年スポーツ振興プロジェクト ② スポーツ安全対策プロジェクト ③ アクティブ・チャイルド・プログラム普及・啓発プロジェクト ・ ワーキンググループ ① 日本スポーツ少年団リーダー制度改定ワーキンググループ ② 新登録システム検討ワーキンググループ ・ その他研究調査 ・ 「少年スポーツのあり方」関連の各種研究調査 ・ 「日本スポーツ少年団第10次育成6か年計画-アクションプラン2017-」の遂行に必要な各種調査 ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組みに係る各種研究調査

9. 組織整備強化

名称	備考
(1) 都道府県関係組織整備強化費	・ 登録実績を基準に、基礎配分+登録数配分で各都道府県へ助成 ・ 実施要項に基づく、次の内容に充当 ・ 都道府県スポーツ少年団強化育成費 ・ 県内研修(指導者、リーダー、母集団等)、ジュニア・リーダー養成等 ・ 都道府県スポーツ少年団強化育成及び管理費 ・ 指導者組織/リーダー組織の育成援助、県内組織の強化に関する運営管理、登録処理・管理等 ・ ブロック会議(出席旅費)
(2) ブロック関係組織整備強化費	・ 該当県に対し、定額助成 ・ ブロック指導者研究協議会費/ブロック会議開催費/日本スポーツ少年団常任委員会出席旅費/ブロック大会開催費/ブロックリーダー研究大会開催費/全国大会準備費(全国スポーツ少年大会、全国競技別交流大会)
(i) ブロック大会開催費(競技別交流大会・少年大会)	・ ① ブロックスポーツ少年大会: 全国9ブロック(⑩10万円×ブロック内県数) ・ ② ブロック競技別交流大会: 1競技あたり10万円×ブロック内県数×競技数(上限: 4競技)
(ii) ブロックリーダー研究大会開催費	・ ブロック内リーダー代表等の研修 全国8ブロック (⑩5万円×50県)

10. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組

名称	備考
(1) フェアプレーの推進 ◇2021年(東京2020大会)までの取組	・「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーンの推進(「フェアプレー宣言」、「フェアプレー大賞」参画、「あくしゅ、あいさつ、ありがとう」の奨励)
(2) 全国スポーツ少年団活動 ◇2021年(東京2020大会)までの取組	・ 全国一斉活動の実施 ・ 平和スローガンの募集
(3) オリ・パラへの参画 ◇2021年(東京2020大会)までの取組	・ 大会開催年に全国各地で実施される大会セレモニーや大会運営にスポーツ少年団が参画できるよう、関係機関等に対して働きかけを行う ・ 東京2020みんなのエスコートキッズプロジェクトの実施
(4) 組織基盤整備 ◇2021年(東京2020大会)以降を見据えた取組	・ 登録システムの改修・連携 ・ 地域スポーツクラブとしての組織基盤の充実 ・ スポーツ少年団活動への総合型地域スポーツクラブ関係者の参加促進

11. その他

名称	備考
(1) 体力テスト実施普及	・ 運動適性テストⅡの普及促進、集計プログラムの頒布 ・ ホームページによる運動適性テストⅡの集計結果の公表
(2) 登録認定関係	・ 団旗、登録認定関係資料の作成・配布 ・ スポーツ少年団登録システムによる登録データの管理業務 ・ 登録システムの改修・連携
(3) 都道府県スポーツ少年団事務担当者会議	・ 当該年度に係わる事務手続きの円滑化のため開催
(4) 暴力行為等根絶に向けた取組	・ 暴力行為等根絶に向けた周知啓発等
(5) 組織基盤整備 ◇2021年(東京2020大会)以降を見据えた取組	・ 地域スポーツクラブとしての組織基盤の充実 ・ スポーツ少年団活動への総合型地域スポーツクラブ関係者の参加促進

令和3(2021)年度版
(令和3年4月9日時点)

<日本スポーツ少年団の主な活動>

日本スポーツ少年団では、全国47都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団の協力を得ながら、さまざまな活動を実施しています。次にその主な概要を紹介します。なお、参加条件等については、活動計画(P1～P5)をご覧ください。

1. 指導者養成・研修

- (1) スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター移行研修会
2019年度にスポーツ少年団認定育成員としてスポーツ少年団登録していた方を対象に、スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクターへの移行研修会を全国7会場で開催します。
- (2) スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター養成講習会
スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクターの養成を目的に、全国1会場で開催します。
- (3) スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会
スポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限の知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する「スタートコーチ(スポーツ少年団)」の養成を目的に、日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団との共催により開催します。
- (4) ジュニアスポーツフォーラム
指導者及びリーダーの資質向上を図り、スポーツに欠かすことのできない安全・安心な環境を整備することを目的に、ジュニアスポーツに従事している指導者・リーダー及び弁護士等法律実務家、学者を一堂に会し、開催します。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、オンラインにて開催します。

2. 指導者協議会関係

- (1) 全国スポーツ少年団指導者協議会
指導者の資質向上と情報交換を目的に、各都道府県スポーツ少年団指導者協議会等代表1名の参加を得て開催します。
※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、オンラインにて開催します。
- (2) ブロック指導者研究協議会
全国9ブロックで、指導者の資質を高める相互研修と情報を交換することを目的に、指導者研究協議会が開催され、これに対する助成を行っています。

3. リーダー養成・研修

- (1) シニア・リーダースクール
地域において中核的な役割を担う青少年リーダーの育成と将来の指導者の養成を目的に、年1回の集合研修※と、通信研修を実施します。
※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、オンラインにて開催します。
- (2) ジュニア・リーダー・スクール
リーダーの資質向上をはかるとともに、将来のスポーツ少年団指導者の育成を目的として実施しています。

(3) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会

リーダーの資質向上と、各都道府県リーダー会及び全国的ネットワークの充実・強化を目指し、都道府県リーダー代表及びリーダー育成担当による連絡会を開催します。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、オンラインにて開催します。

(4) ブロックリーダー研究大会

都道府県及び市区町村リーダー会の充実・強化及びリーダーの資質向上を目的に、各ブロックにおいて開催されるリーダー研究大会に対し、助成を行います。

4. 国内交流

(1) 全国スポーツ少年大会

全国から原則として団員、指導者計 288 名の参加を得て毎年 7 月下旬から 8 月上旬に 3 泊 4 日の日程で開催します。

※令和3年度は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、9 月中旬に 2 泊 3 日の日程で開催します。

(2) 全国スポーツ少年団軟式野球交流大会

毎年 8 月、全国 16 チーム、256 名の参加を得て 3 泊 4 日の日程で開催します。

(3) 全国スポーツ少年団剣道交流大会

毎年 3 月下旬、2 泊 3 日の日程で全国から団体戦・48 チーム 288 名、個人戦・96 名の参加を得て開催します。

(4) 全国スポーツ少年団バレーボール交流大会

毎年 3 月下旬、3 泊 4 日の日程で全国から女子 48 チーム 720 名、男子 10 チーム 150 名の参加を得て開催します。

(5) 全国スポーツ少年団ホッケー交流大会－助成－

毎年夏、3 泊 4 日の日程で開催します。

(6) ブロックスポーツ少年大会

全国 9 ブロックで、ブロック内各県の指導者、団員を集め開催される交歓交流大会に対し助成を行っています。

(7) ブロック競技別交流大会

全国 9 ブロックにおいて開催される各種競技別交流大会に対し助成を行っています。

公益財団法人日本サッカー協会との共催の「JFA 全日本 U-12 サッカー選手権大会」は毎年冬、全国代表 48 チームの参加により開催します。

5. 国際交流

(1) 日独スポーツ少年団同時交流（派遣）

毎年夏休み期間中に、団員・指導者の計 125 名をドイツに派遣し、研修を実施しています。

※令和3年度は、参加者数・期間を縮小のうえ、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、オンラインにて開催します。

(2) 日独スポーツ少年団同時交流（受入）

派遣同様、年夏休み期間中に、団員・指導者の計 125 名のドイツ団を日本に招き、研修を実施しています。

※令和3年度は、両国の派遣団員同士によるオンライン交流となるため、受入事業は実施しません。

(3) 日独スポーツ少年団指導者交流（派遣）※日独青少年指導者セミナーと隔年実施

ドイツに指導者 10 名を派遣し、研修を実施しています。

- (4) 日独スポーツ少年団指導者交流(受入)※日独青少年指導者セミナーと隔年実施
ドイツより指導者 10 名を招き、研修を実施しています。
- (5) 日中青少年スポーツ交流
中国と隔年で団員 32 名・指導者 8 名の派遣・受入を実施しています。
※令和3年度の実施について、中国側と調整中。
- (6) 日独スポーツ少年団ユースキャンプ
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、両国団員によるディスカッション、スポーツ・文化交流、オリンピック競技の観戦等を通じ、交流を行います。
※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、オンライン開催を検討中です。

6. 広報出版

- (1) 情報誌「Sport Japan」の発行
年 6 回発行し、都道府県・市区町村・単位団スポーツ少年団にお届けしています。
- (2) ガイドブック「スポーツ少年団とは」の作成・配布
各都道府県スポーツ少年団を通し、無償で配布しており、日本スポーツ協会ホームページ上で公開(PDF)しています。
- (3) スポーツ少年団 PR リーフレットの作成
日本スポーツ協会ホームページ上で公開(PDF)しています。
- (4) スポーツ少年団年間の作成「スポーツ少年団育成報告書」の作成
- (5) リーダー育成マニュアルの作成
- (6) 広報活動ガイドの公開
各単位スポーツ少年団による自主的な広報活動をサポートするためのガイドブックを作成するとともに、日本スポーツ協会ホームページ上でも公開(PDF)しています。
- (7) 「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」ガイドブック
有料販売を実施

このほか、都道府県・市区町村スポーツ少年団活動の活発化をはかるため、補助金、委託金の交付を実施するとともに、団活動活発化のための調査・研究、関係諸団体との連絡調整を行っています。また、各種需品の作成や、標章(マーク等)の管理にも努めています。

<日本スポーツ協会ホームページについて>

日本スポーツ少年団の主催事業、指導者・リーダーの養成などに関する詳細は、下記 URL からご覧いただけます。併せてご活用いただければ幸いです。



<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid66.html>

スポーツ少年団

検索



新型コロナウイルスの影響を踏まえた令和3年度日本スポーツ少年団が主催する 国内・国際交流事業への指導者の参加条件について

1. 令和2(2020)年度以降の国内・国際交流事業における指導者の参加条件の基本的な考え方

令和元年度第2回委員総会(令和2年3月17日書面決議成立)において、次の2つを満たしている者とするのが承認されている。

- スポーツ少年団に指導者として登録している者
- スポーツ少年団の理念を学習した者

つまり、

「当該事業年度に、スポーツ少年団に『スポーツ少年団の理念』を学習した者※として『指導者』登録している者」であることが参加条件(の一つ)となる。

※「スポーツ少年団の理念」を学習した者

「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該事業前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」

◎令和3年度に起こり得る課題

新型コロナウイルス禍により、令和2年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会は中止することとなった。

この影響で、令和3年度に、「スポーツ少年団の理念」を学習した者として「指導者」登録ができず、上記の参加条件(「当該事業年度に、スポーツ少年団に『スポーツ少年団の理念』を学習した者として『指導者』登録している者」)を満たせない指導者が出ることが想定される。

2. 令和3(2021)年度の国内・国際交流事業における指導者の参加条件について

前項の課題に対応するため、令和3年度に限る特例措置として、前項に示した現行の参加条件を、以下のように読み替えることとする。

□現行の参加条件(前掲)

「当該事業年度に、スポーツ少年団に『スポーツ少年団の理念』を学習した者として『指導者』登録している者」

■読み替え後の参加条件

「当該事業年度に、スポーツ少年団に『指導者』登録している者」

3. 具体的な対応方法について

原則として、令和3(2021)年度国内・国際交流事業の開催要項等に示す指導者の参加条件を「**当該事業年度に、スポーツ少年団に『指導者』登録している者**」とする旨の記載とする。

※各種国内・国際交流事業において、このほか別に定める条件がある場合は、当該条件も満たす必要がある。

なお、全国スポーツ少年大会及び全国スポーツ少年団競技別交流大会については、それぞれの大会開催基準要項に定める指導者の参加条件を改定することとする。

令和2年11月20日付で改定済

4. 備考

本資料に示す内容は、日本スポーツ少年団が主催する国内・国際交流事業に適用するものであり、都道府県・市区町村スポーツ少年団が主催する各種活動については、当該スポーツ少年団の判断で対応できるものとする。

スポーツ少年団登録システムについて

■ スポーツ少年団登録システム

<https://jjsa-entry.japan-sports.or.jp/login>

スポーツ少年団登録システム



Click



- システムの詳しい利用方法（マニュアル）については、
ログイン画面の「マニュアル」をクリックして、ご確認をお願いいたします。



スポーツ少年団登録システム

一定回数失敗した場合はログインできなくなります

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[マニュアル（都道府県職員向け）](#)
[マニュアル（市区町村職員向け）](#)
[マニュアル（単位スポーツ少年団向け）](#)

ログインがうまくいかない場合は、[こちら](#)をご確認ください。

【具体例】

- 招待メールが届かない
- 招待メールからログイン画面にたどり着けない
- メール文中のURLをクリックできない
- アカウントロックがかかってしまった

ログイン ID (数字 10 桁)
パスワード (団ごとに設定)

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[マニュアル（都道府県職員向け）](#)

[マニュアル（市区町村職員向け）](#)

[マニュアル（単位スポーツ少年団向け）](#)

【具体例】

- 招待メールが届かない
- 招待メールからログイン画面にたどり着けない
- メール文中のURLをクリックできない
- アカウントロックがかかってしまった

< 登 録 (概要)>

スポーツ少年団は、メンバーシップ制を採用しており、毎年、単位スポーツ少年団（以下、単位団）ごとに指導者、役員・スタッフ、団員の登録が必要です。

登録手続きについては、オンライン上のスポーツ少年団登録システム（以下、「登録システム」）を利用して行っていただきます。

1. 登録の流れ

(1) 登録申請

スポーツ少年団登録規程、同登録規程施行細則に定める登録要件を満たす単位団は、登録システム上で必要事項の入力、登録料支払い方法を選択し、市区町村スポーツ少年団へ登録申請を行います。

※ 単位団からの登録申請を取りまとめた市区町村スポーツ少年団は都道府県スポーツ少年団へ、同様に都道府県スポーツ少年団は日本スポーツ少年団へ登録申請を行います。併せて、市区町村または都道府県スポーツ少年団に所属する役員・スタッフの登録を行います。

(2) 登録料の納入（クレジットカード決済、コンビニエンスストア決済、窓口支払、銀行振込）

単位団は、登録申請後、選択した支払い方法に基づき、市区町村スポーツ少年団に登録料の納入を行います。

2. 登録要件

(1) 団員

- 登録する年の4月1日現在満3歳以上
- ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとします。

(2) 指導者

- 登録する年の4月1日現在満18歳以上
- 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下、「JSPO 公認資格」）を保有している者

(3) 役員・スタッフ

市区町村、都道府県において各スポーツ組織の育成指導や事務にあたる者（本部長、副本部長、役員、事務担当者、その他市区町村・都道府県スポーツ少年団が特に認めた者）

(4) 単位団

- 原則として団員10名以上、指導者2名以上 ※
- 20歳以上の「指導者」、「役員」または「スタッフ」が2名以上の登録
 - ※ 少なくとも2名以上の「指導者」がスポーツ少年団の理念を学んでいる〔令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者〕。新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とはしません。
 - ※ 子どもたちがグループとして集団活動を行うにあたり、より成果が得られるための目安として原則10名以上と定めていますが、活動競技・種目あるいは地域の実情により単位団設立当初は10名未満の場合もあると思われます。登録申請時に指導者から十分事情を聞いたうえで柔軟に対処することが必要です。
 - ※ 指導者、役員・スタッフのうち1名を単位団の代表者とし、また、代表者は他の団の代表者を兼ねることはできません。

〔新規団〕

初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ指導者を必置とはしません。ただし、20 歳以上の指導者、役員またはスタッフ 2 名以上の登録を必須とし、そのうち少なくとも 2 名が当該年度内にスタートコーチスポーツ少年団養成講習会を修了する必要があります。

※指導者 2 名と 20 歳以上の指導者、役員またはスタッフ 2 名以上の登録が必要です（指導者が 20 歳以上であれば、指導者 2 名のみでも登録可）。

〔更新団（前年度からの継続登録団）〕

20 歳以上の指導者、役員またはスタッフ 2 名以上の登録を必須とし、少なくとも 2 名以上の指導者をスポーツ少年団の理念を学んだ者（令和元（2019）年度スポーツ少年団認定育成員・認定員）とする必要があります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の実施を中止したことから、令和 3 年度に限り、更新団も「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」を必置とはしません。

3. 登録料

スポーツ少年団への登録には、市区町村・都道府県スポーツ少年団で各々定められている登録料の支払いが必要です。登録料は、単位団が市区町村スポーツ少年団へ登録申請を行う際に、一括して納入します。

〔日本スポーツ少年団への登録料〕

団員：300 円（1 名／年間）

指導者・役員・スタッフ：700 円（1 名／年間）

※ 2 つ以上の単位団に登録する場合は、それぞれの単位団で登録料が必要となります。

※ 単位団の指導者、役員・スタッフ、その単位団の所属する市区町村スポーツ少年団や都道府県スポーツ少年団の役員・スタッフとなる場合、役員・スタッフとしてさらに登録料を納める必要はありません。ただし、市区町村スポーツ少年団や都道府県スポーツ少年団の役員・スタッフとしてのみ、登録する場合は、登録料が必要となります。

4. 登録申請先・登録申請期間（期限）

区分	登録申請先	登録申請期間（期限）
単位団	所属する市区町村スポーツ少年団	原則として毎年 4 月 1 日～7 月 31 日 ※1
市区町村スポーツ少年団 ※2	所属する都道府県スポーツ少年団	～8 月 31 日
都道府県スポーツ少年団 ※3	日本スポーツ少年団	～9 月 30 日

※1：市区町村スポーツ少年団で独自に登録申請期間を設ける場合は、予め単位団への周知が必要です

※2：市区町村に所属する全単位団の登録情報を取りまとめ、登録申請を行ってください

※3：都道府県に所属する全市区町村スポーツ少年団および全単位団の登録情報を取りまとめ、登録申請を行ってください

〔追加登録〕

登録申請後に新たな登録希望者が生じた場合は、追加登録を行ってください。

追加登録の受付期限は、日本スポーツ少年団への登録申請期限（9 月 30 日）を考慮して設定してください。（9 月 30 日以降、日本スポーツ少年団への追加登録はできません）

5. 登録認定

登録申請が受理されると、単位団、団員、指導者、役員・スタッフとして認定され、以下の登録認定資料が交付されます。

また、単位団、都道府県・市区町村スポーツ少年団に対しては、日本スポーツ協会発刊の情報誌「Sport Japan」が送付されます（送付先は、登録システムで「事務担当者」に選択されている 指導者、役員またはスタッフとなります）

なお、スポーツ少年団のシンボルであるスポーツ少年団旗（単位団旗）は、全ての単位団が保有しなくてはなりません。

〔登録認定資料〕

内容	交付先
①団認定証	新規登録団
②団認定リボン	全登録団（新規団・更新団）
③指導者章（ワッペン）	全指導者
④団員章（ワッペン）	全団員
⑤役員・スタッフ登録証（カード）	都道府県・市区町村スポーツ少年団および 単位団の全役員・スタッフ

6. 登録の有効期間

登録の認定を受けた日から、その年度末日（3 月 31 日）まで

※年度ごとに単位団、団員、指導者、役員、スタッフの登録申請が必要です

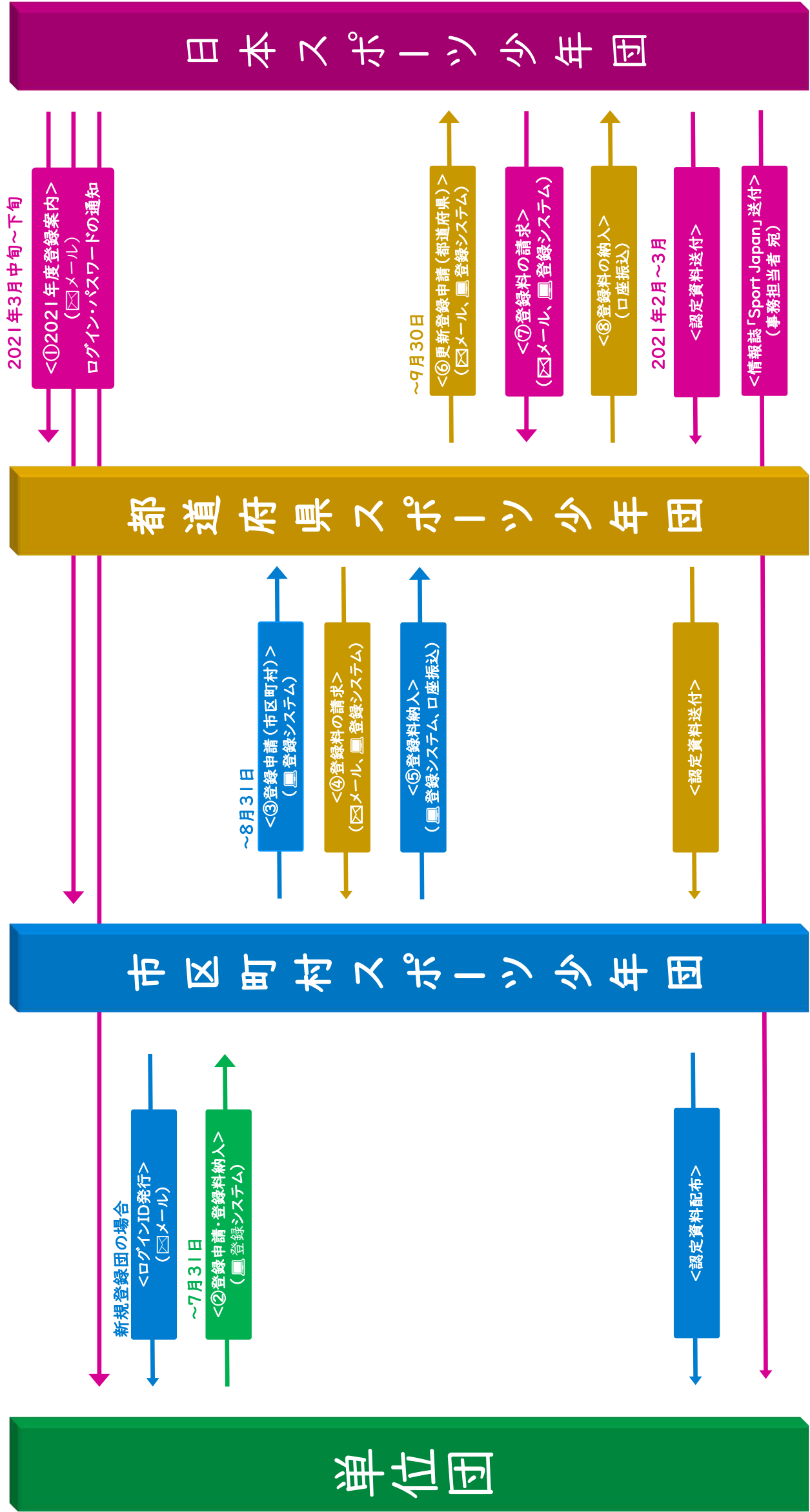
7. 個人情報の取り扱いについて

（1）個人情報利用目的

登録システムに入力された情報は、「スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて」に基づき利用されます。

（2）登録システムのログイン ID、パスワード

市区町村・都道府県スポーツ少年団に交付するログイン ID、パスワードにより登録システムへのログインが可能となります。登録システムには、単位団の団員、指導者、役員、スタッフに関する個人情報が含まれます。個人情報の保護に関する法律および各団体の個人情報に関する諸規程を基に取り扱い、個人情報の漏えい等が発生することのないよう十分ご注意ください。



**新型コロナウイルスの影響を踏まえた
令和3年度スポーツ少年団登録（更新登録）に係る緩和措置について**

■緩和措置（※令和3年度登録に限る）

全ての更新登録単位スポーツ少年団を対象に、「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする。ただし、その場合、登録者（指導者、役員およびスタッフ）のうち少なくとも1名※¹または2名※²が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了する必要がある。

※1:「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名の場合

※2:「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」がいない(0名)の場合

■背景

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会が中止となったことに伴い、令和3年度のスポーツ少年団登録手続き時に、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」を2名以上登録させることができない（つまり団として登録ができない）単位スポーツ少年団が発生し得る事態となった※³。

そこで、スポーツ少年団登録について定める「スポーツ少年団登録規程」の同規程施行細則に附則を追記することをもって、令和3年度に限り、全ての更新登録単位スポーツ少年団を対象に緩和措置を設けている。

※3:令和2年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の実施を中止したことに伴い、本来であれば令和2年度に当該講習会を受講し修了した指導者をもって令和3年度に更新登録を行う予定であった単位スポーツ少年団が、更新登録できなくなることが生じ得る。このため、当該単位スポーツ少年団を救済する特例措置を設ける必要があった。

<スポーツ少年団登録規程から一部抜粋>

- 第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもち、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。
2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

<スポーツ少年団登録規程施行細則から一部抜粋>

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録を必須とする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。

<中略>

附則14

2. 第2条第4項は、令和3年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の(1)または(2)を満たす必要がある。
- (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
- (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない(0名)の場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

※各種規程の全文につきましては、公益財団法人日本スポーツ協会ホームページをご参照ください。

URL: <https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid302.html> (公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ)

「スポーツ少年団登録規程施行細則」に定める
単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数

1. 更新登録の場合

パターンA～J（令和3年度に限り、パターンK～Xも含めることが可能）

2. 新規登録の場合

パターンA～X

【表の見方のポイント】

以下の3つを満たす構成パターンをお示ししています。

- ①「指導者」2名以上
- ②「20歳以上」の登録者（指導者・役員・スタッフ）2名以上
- ③「スポーツ少年団の理念を学習した指導者（理念○）」2名以上※

※ただし、新規登録単位スポーツ少年団は、③について2名以下でも良い。また、令和3年度に限り、更新登録単位スポーツ少年団も③について2名以下でも良い。

		指導者※①				役員		スタッフ		団員
		理念○※②		理念×						
		20 歳以上	18 歳以上 20 歳未満	20 歳以上	18 歳以上 20 歳未満					
		20 歳以上	20 歳未満	20 歳以上	20 歳未満	20 歳以上	20 歳未満	20 歳以上	20 歳未満	
パターン	A	2 名								10 名
	B	1 名	1 名	1 名						10 名
	C	1 名	1 名			1 名				10 名
	D	1 名	1 名					1 名		10 名
	E		2 名	2 名						10 名
	F		2 名	1 名		1 名				10 名
	G		2 名	1 名				1 名		10 名
	H		2 名			2 名				10 名
	I		2 名			1 名		1 名		10 名
	J		2 名					2 名		10 名
	K	1 名		1 名						10 名
	L	1 名			1 名	1 名				10 名
	M	1 名			1 名			1 名		10 名
	N		1 名	1 名		1 名				10 名
	O		1 名	1 名				1 名		10 名
	P		1 名		1 名	2 名				10 名
	Q		1 名		1 名	1 名		1 名		10 名
	R		1 名		1 名			2 名		10 名
	S			2 名						10 名
	T			1 名	1 名	1 名				10 名
U			1 名	1 名			1 名		10 名	
V				2 名	2 名				10 名	
W				2 名	1 名		1 名		10 名	
X				2 名			2 名		10 名	

※①：指導者

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く）。

（注意）スポーツリーダーのみを保有している者（元スポーツ少年団認定員を含む）であっても、令和5年度までは「指導者」として登録することが可能である。

※②：理念○

第2条第4項に定める「スポーツ少年団の理念を学んだ者」を指す。具体的には「令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者」。

<登録認定関係資料>

1. 団認定証〔(日本)→(都道府県)→市区町村→単位団〕
新規加入登録団に対して、市区町村スポーツ少年団から単位団に交付
2. 認定リボン〔(日本)→(都道府県)→市区町村→単位団〕
毎年登録申請完了の際に、市区町村スポーツ少年団から単位団に交付
3. 団員章〔(日本)→(都道府県)→市区町村→単位団〕
毎年登録申請完了の際に、市区町村スポーツ少年団から単位団に登録団員人数分を交付
4. 指導者章〔(日本)→(都道府県)→市区町村→単位団〕
毎年登録申請完了の際に、市区町村スポーツ少年団から単位団に登録指導者人数分を交付
5. 役員・スタッフ登録証〔(日本)→都道府県→市区町村→単位団〕
毎年登録申請完了の際に、市区町村スポーツ少年団から単位団に登録役員・スタッフ人数分を交付
市区町村から都道府県スポーツ少年団へ登録申請後、登録人数分を都道府県から市区町村へ送付
6. ジュニア・リーダー認定証とワッペン〔(日本)→都道府県→認定者〕
ジュニア・リーダースクール実施前に必要枚数を日本スポーツ少年団に申請、スクール終了時に認定者に交付
7. シニア・リーダー認定証と認定品(ポロシャツ)〔日本→認定者〕
日本スポーツ少年団から認定者に交付

1. 団認定証



2. 認定リボン



3. 団員章



4. 指導者章



5. 役員・スタッフ登録証



6. ジュニア・リーダー認定証、ワッペン

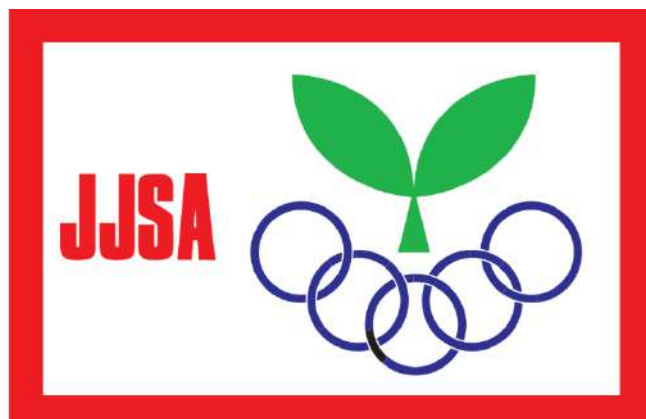


7. シニア・リーダー認定証



<日本スポーツ少年団制定団旗>

日本スポーツ少年団旗



行進用 1000^m/m×1500^m/m 掲揚用 1400^m/m×2100^m/m

都道府県スポーツ少年団旗



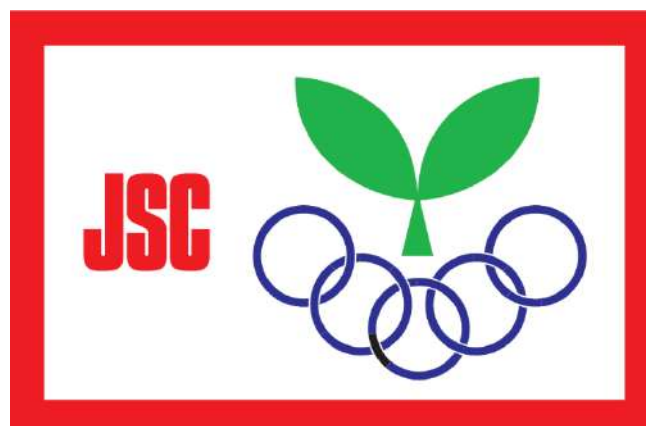
行進用 1000^m/m×1500^m/m 掲揚用 1400^m/m×2100^m/m

市区町村スポーツ少年団旗



行進用・掲揚用 850^m/m×1250^m/m

単位スポーツ少年団旗



500^m/m×750^m/m

【日本→(都道府県)→(市区町村)→単位団】

新規登録団は、市区町村スポーツ少年団に申請。市区町村スポーツ少年団は都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団に申請。

都道府県スポーツ少年団は日本スポーツ少年団に申請。申請受付後、日本スポーツ少年団から指定の送付先に団旗を送付。

はじめに

本会所有の標章は、各標章の使用に関する規程に基づき使用することができます。ただし、その使用にあたっては、本会が指定する条件等に基づき正しく使用することが義務づけられています。特にマーク(図形)については、誤った使い方にならないよう注意が必要です。本ガイドラインは、デザイン要素の統一化により、より効果的なイメージ形成を促進するために作られたものです。使用の際には、本ガイドラインに基づき、本会ならびにスポーツのイメージが損なわれる事のないよう、ご使用ください。

公益財団法人日本スポーツ協会【スポーツ少年団マーク】デザインガイドライン

【マークの由来】

若葉は伸びる少年を、五輪はスポーツと連帯を象徴。昭和37(1962)年6月23日のスポーツ少年団創立記念日に、2,000通以上の応募の中から選ばれた柴田恵美子さん(当時山口県植生中学校)デザイン。

ベーシックタイプ

カラー



カラー規定

プロセスカラー	C100+Y100	C100+M60
DICカラー	DIC 643	DIC 641
RGBカラー	R0+G153+B68	R0+G91+B172

モノクロ



カラー規定

プロセスカラー	K100
DICカラー	DIC 582
RGBカラー	R0+G0+B0

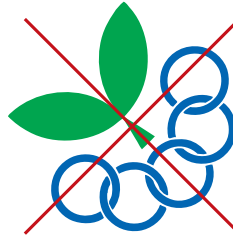
注意・禁止事項

- 基本的にデータをそのまま(拡大・縮小のみで)使用してください。
- 色は指定色で使用してください。
- 変形・回転・加工・部品を分解しての使用、縦横比率の変更、可視性の低い背景色の使用を禁止します。

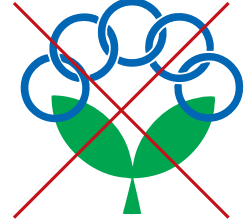
変形させない



縦横比率を変えない



回転しない

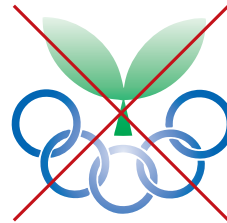


分解しない

デザインの変更



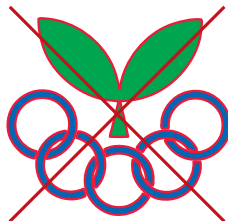
指定色以外を使わない



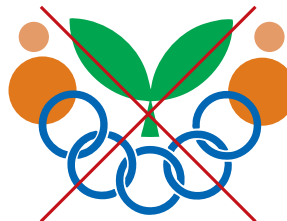
グラデーションを使わない



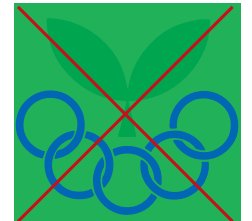
他の要素を加えない



縁取りをしない

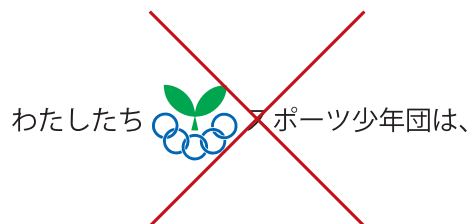


別の形と一緒にしない



可視性の低い背景色を使わない

文字としての使用



文中に使用しない

<運動適性テストⅡ>

■実施の意義

日本スポーツ少年団では、「一生涯にわたってスポーツや運動を楽しむという観点から、特に発育発達期の子どもの身体の動きやスポーツや運動の適性を評価すること」を目的とした「運動適性テストⅡ」の実施を推奨し、スポーツ少年団活動の共通活動の一つとしています。

この「運動適性テストⅡ」を共通活動とする意図は、ジュニア期にある団員の体力・運動能力を測定し、指導者が一人ひとりの体力・運動能力を把握してスポーツ活動や指導を行うことにあります。

その意味からも「運動適性テストⅡ」は、体力測定のみを目的としたテストに終るべきではなく、団員の身体活動や、スポーツ活動と常に結びついたテストであるべきであり、一人ひとりの日常活動に活かされなければならないと考えます。

詳細は日本スポーツ協会のウェブサイトをご覧ください

<https://www.japan-sports.or.jp/club/test/tabid623.html>



要綱



動画で正しい実施方法を確認できます



■テスト結果を得点評価する集計プログラムを公開しています(JSPO ウェブサイト)

Excel のシートにテスト結果を入力するだけで自動的に得点評価ができます。



テスト結果を入力

■運動適性テストⅡを実施された団体は、テスト結果のフィードバックにご協力をお願いします

提供いただいたデータは、統計データとしてスポーツ少年団の諸活動に活用するとともに、日本スポーツ協会のウェブサイトや「日本スポーツ少年団育成報告書」等に掲載します。

<提出方法> メールにて以下の送付先にご提出ください

送付先: fitnesstest-renewal@japan-sports.or.jp

※メールの件名は「運動適性テストⅡ結果_〇〇スポーツ少年団」としてください

広報・出版 一覧

●ガイドブック「スポーツ少年団とは」

スポーツ少年団の組織や活動のあり方、地域スポーツクラブへの発展など、スポーツ少年団に関する情報を幅広く掲載しています。



●PRリーフレット「スポーツは一生のトモダチ」

スポーツ少年団活動を広く一般社会に紹介し、未加入青少年ならびにその保護者を対象にスポーツ少年団の普及を図り、スポーツ少年団への加入を促進するためのリーフレット。



●広報活動ガイド

「自分たちのスポーツ少年団を知ってもらい、どんどん参加してもらうためには何を、どのようにしたらいいのか」など、活動状況の発信や団員募集など、スポーツ少年団の広報活動について解説。



●スポーツ少年団育成報告書

日本スポーツ少年団が実施した各種活動をまとめた年鑑。



●ジュニア・リーダーのためのテキストブック

単位スポーツ少年団において団員の模範
となって活動する団員（リーダー）の養成
を目的とした教材。



●リーダー育成マニュアル

市区町村、都道府県それぞれの段階での活
動の場を確保し、「どのようにリーダーを
育てていくか」をテーマにした関係指導者
のためのリーダー養成の手引書。



●日本スポーツ協会情報誌「Sport Japan」

本誌は年間6回発行し、スポーツ指導
者、スポーツ少年団、総合型地域スポーツ
クラブなどのスポーツ関係者の皆様に有益
で身近でタイムリーな情報を掲載。

※定期購読等のお申込みについては、日本ス
ポーツ協会のホームページまたは日本スポ
ーツ協会広報課（TEL03-6910-5805）
へご連絡ください。



※2020年11月10日発行号

本書で紹介されている日本スポーツ少年団活動の詳細や、指導者・リー
ダー制度、市区町村スポーツ少年団検索などスポーツ少年団に関する情
報がご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1022.html>



日本スポーツ少年団

検索

- 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページでは、様々な場面で参考となる各種広報物を掲載しています。スポーツ少年団の活動を行う際にも是非ご活用ください。

『JSPO スポーツニュース』

小・中学生向けに話題性の高いスポーツを取り上げ、ニュース（壁新聞）として発行し、スポーツへの興味・関心を喚起しています。



URL: <https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid1105.html>

『医・科学ガイドブック』

スポーツ外傷や障害、女性のスポーツ参加を手助けするスポーツ指導者等の支援者に向けて、女性を対象としたスポーツ指導や、スポーツへの参加を促す上で留意すべき医・科学的知見をまとめた冊子などを掲載しています。



URL: <https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html>

『ビデオ』

アクティブ・チャイルド・プログラムの紹介や解説、小・中学生向けに熱中症やスポーツ活動中の水分摂取のあり方をわかりやすくまとめたビデオなどを紹介しています（動画でご覧いただけます）。



URL: <https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid778.html>

スポーツ少年団に係る各種規程について

スポーツ少年団に係る最新の各種規程を
公益財団法人日本スポーツ協会ホームページにて公開しております。



<公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ↓>

<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid302.html>



公益財団法人

日本スポーツ協会



日本スポーツ協会 スポーツにおける暴力行為等相談窓口への連絡内容概要

令和3年1月20日

【スポーツにおける暴力行為等相談窓口】

目的 : スポーツにおける暴力行為等をはじめとする不適切な行為の根絶を目指す

利用対象 : 倫理規程第2条に定める者及びその関係者等、並びに加盟団体・準加盟団体等

＜倫理規程第2条に定める者＞

○評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員

○公認スポーツ指導者、日本スポーツ少年団登録者

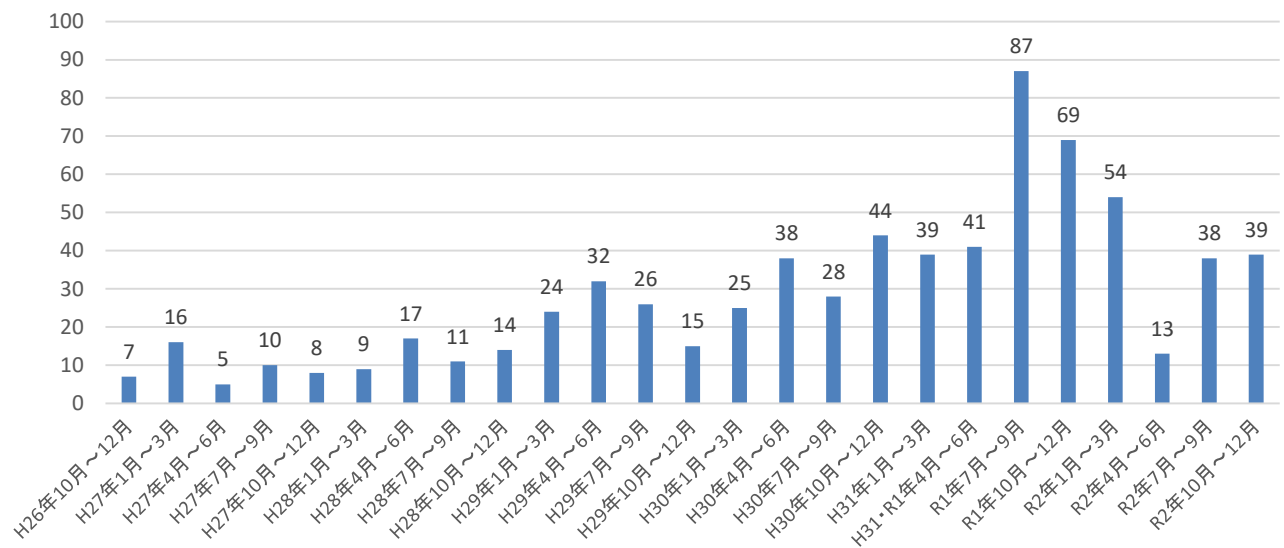
○国民体育大会、国際交流事業、スポーツマスターズ、

総合型地域スポーツクラブ等の参加者及び指導者

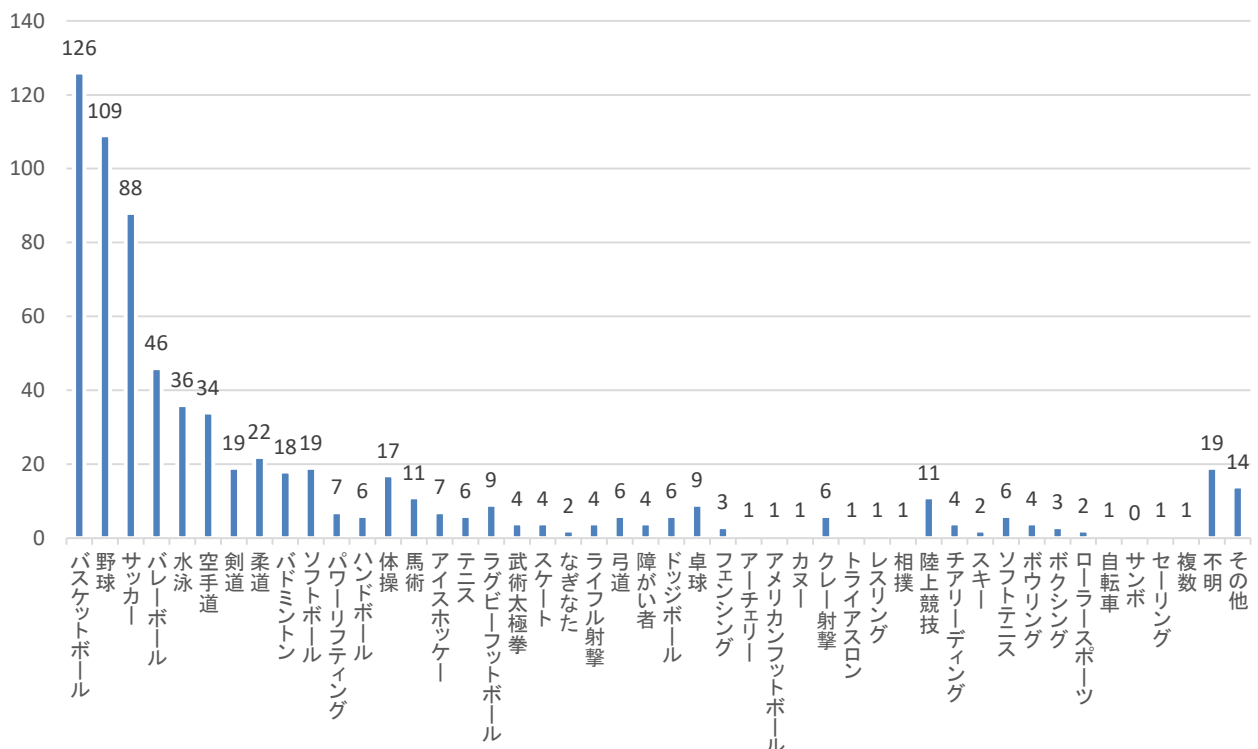
設置 : 平成26年11月13日～

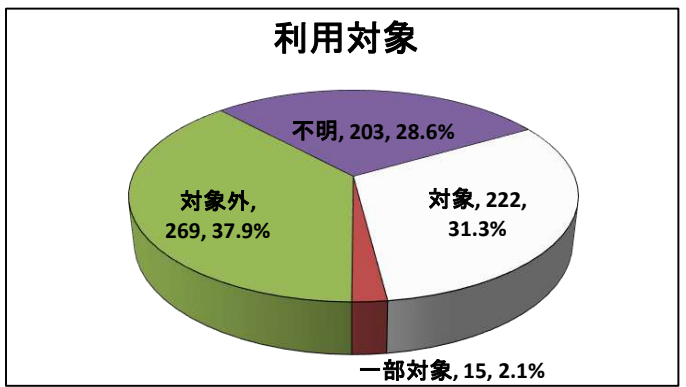
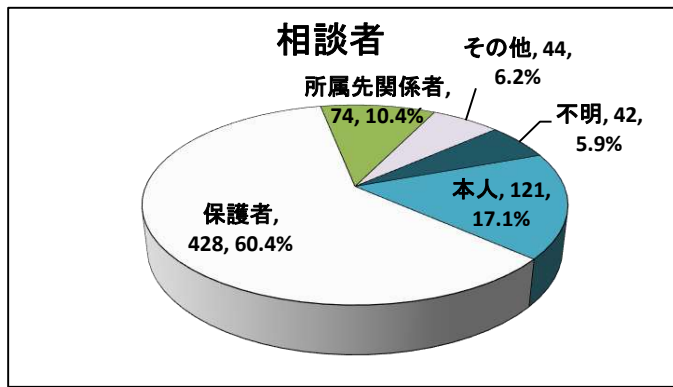
相談件数 : 709件(令和2年12月末日)

相談件数推移

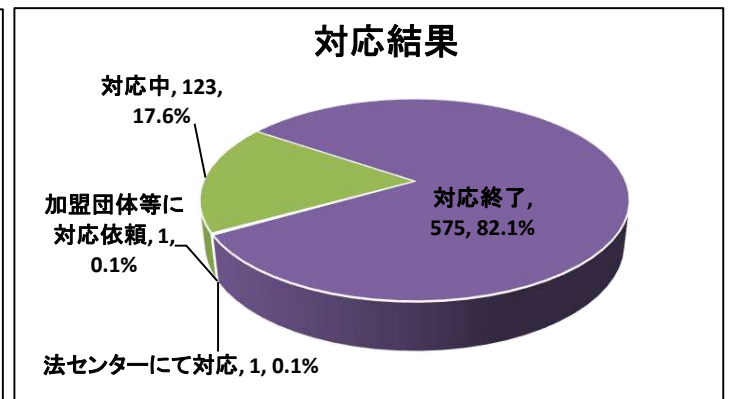
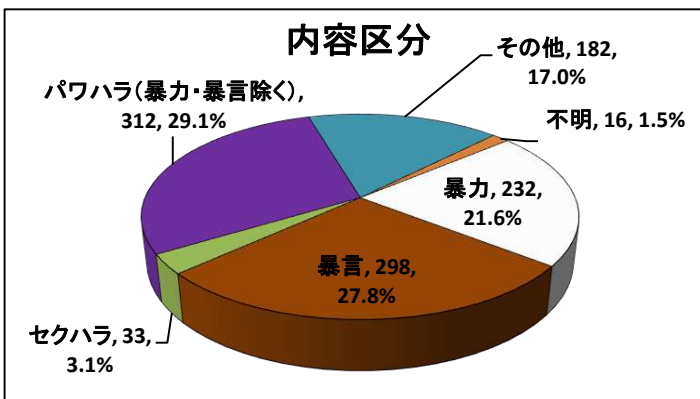
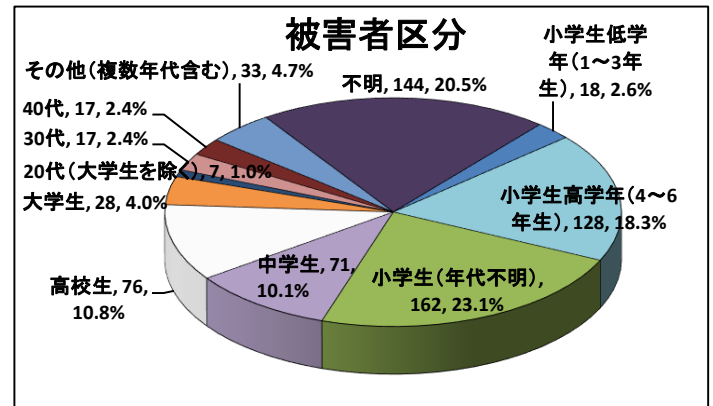
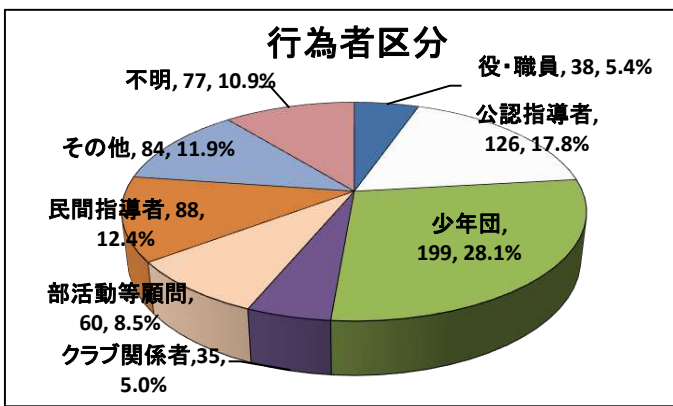


競技内訳





※令和元年11月から相談目的(「処分希望」、「事前相談」、「その他・不明」)の聞き取りを開始した。
 令和2年12月末時点の状況として、目的を聞き取った案件180件中、処分希望73件、事前相談79件、その他・不明28件となっている。
 また、そのうち対象・一部対象となる案件は47件で、処分希望31件、事前相談8件となっている。

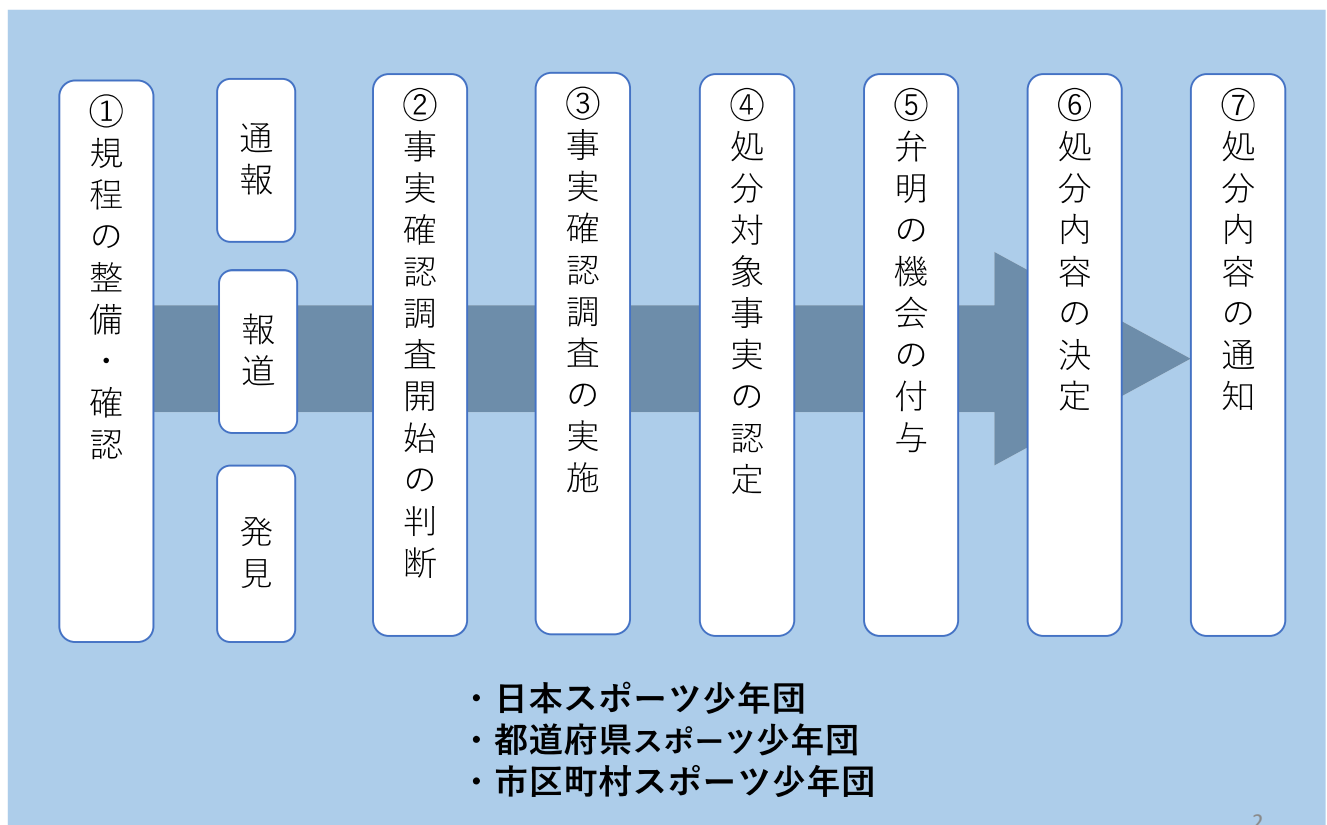


暴力行為等相談における 調査・処分手続きについて

日本スポーツ少年団

1

基本のフロー



2

手続きのポイント・注意点

3

①規程の整備・確認

<考え方>

処分は、規程を設けた者(組織)が科すものであり、
あらかじめ規程を整備しなければ処分を科すことはできない。

必ず定めなければならない事項

- ①実体規程：処分対象者、禁止行及び処分内容に関する定め
- ②処分基準：何をすれば、どの程度の処分となるかの基準
- ③手続規程：処分を実施するために必要な手続きに関する定め

近年、市区町村等における処分結果について、スポーツ少年団処分基準に定める標準的な処分内容と大きく相違している事例が多く見受けられることが課題となっております。独自の基準を定める際はご注意ください。

スポーツ少年団では「日本スポーツ協会倫理規程」および「スポーツ少年団登録規程」に基づき処分を科すことを定め、「スポーツ少年団処分基準」で処分内容を定めている。
市区町村や都道府県で独自の基準を定めている場合は、その基準に基づき処分を科してもよい。

4

②事実確認調査開始の判断

<判断基準>

- ・ 行為者が処分基準で定める「処分対象者」であるか。
—対象外の場合、調査しても処分できない
- ・ 行為が処分基準で定める「禁止行為」であるか。
—該当しない場合は、他機関・他団体の窓口を紹介
(法支援センター、教育委員会等)

5

②事実確認調査開始の判断

<相談者からの聴取内容>

1. 誰が、いつ、どこで、誰に対して、どのようなことを
2. 証拠の有無や内容
3. 他団体への相談状況
4. ヒアリングに協力してもらえる方の有無
5. 相談者の希望・要望

以下内容について相談者に説明する必要がある。

- ・ 処分対象者となるのはあくまでスポーツ少年団登録者に限定されること
- ・ 処分の適用範囲は少年団活動に限定されてしまうこと
- スポーツ少年団活動以外でスポーツ指導する権利まで奪うことはできない。
- ・ 事実確認調査の実施段階で相談者が行為者に判明する可能性があること
- ・ **調査団体以外に**、相談者の氏名や相談内容などを一切明かさないこと

6

③事実確認調査

<ヒアリングの基本的な考え方>

- ・ 誰が
 - － 第3者(外部の者含む)
 - － 客観的に見ても公平・公正な対応ができる者
- ・ 誰に対して
 - － 相談者、被害者、関係者、行為者
- ・ どのような順序で
 - － 原則として以下の順番が望ましい。
 - ①相談者・被害者
 - ②関係者（行為者以外）
 - ③行為者

客観的証拠(音声や動画等)から処分事実を認定できる場合や、行為者が事実を認めている場合であれば、順序にこだわらないこともあり得る。

7

③事実確認調査

<ヒアリング事項>

5W1Hを明確にすることが重要。

- ・ いつ(when)
- ・ どこで(where)
- ・ 誰が(who)
- ・ 誰に対して(who相手方)
- ・ どのような/どうやって/何を(how)
- ・ どうなったか(結果)

具体的な行為を確認すること。

<例>

×暴力をふるう、暴言を吐く、怒鳴る

○頭を殴る、「バカ」と怒鳴る

※ 動機(why)については、必須ではない。

ヒアリング内容は議事録・発言録として記録することが重要。

「どこで、誰が、誰に対して、何を聞き、どのような内容だったか」

8

③事実確認調査

<ヒアリングの手法>

- ・客観的事実の有無

録音・録画データや医師の診断書は証拠としての信用性が高い。

行為者の暴言や暴力が続いている場合、今後の録音や録画を勧めるのも良い。

- ・オープンクエスション

年齢や表現能力等も配慮し、誘導を避けた問いかけ（オープンクエスション）をする。

- ・録音

発言内容の正確性を保つことができるため、積極的に行う。

ただし、対象者の承諾を得ることが必要。

- ・同席者

未成年の場合、保護者の同席が望ましい。また、要望があれば弁護士や代理人の同席も可。

また、セクシュアルハラスメント関係の事例の場合、同性の聴取者も必要。

電話によるヒアリングも可能だが、発言者が分かるようなテレビ電話などが望ましい。

9

④処分対象事実の認定

<事実の認定>

事実確認調査によって集められた証拠（客観的・主観的）に基づき、ヒアリングを行った者(機関)が**事実を認定**する。

また、以下のような事実も認定することが望ましい。

- ①違反行為に至る経緯
- ②他に被害者・加害者がいないか
- ③違反行為の目的・動機

ただし・・・

証拠が揃わない場合、事実の認定ができない場合もある。

⑤弁明の機会の付与

処分審査対象者となっている者に対し

- ①認定された事実を告知し、
- ②その事実に対し弁明する機会を付与すること。

→認定された「事実」に対し弁明を述べるための機会(場)であり、
認定された「事実」の正誤を問う機会(場)ではない。

付与しなかった場合・・・

不服申立された場合、手続きに瑕疵があったとみなされスポーツ仲裁
機構等で処分が覆される可能性が高い。

事実の認定および「⑤弁明の機会の付与」は書面で通知することが必要。

11

⑥処分内容の決定

<処分内容の決定>

認定された事実および行為者の弁明を踏まえて決定する。

また、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 処分基準に沿った処分内容であるか。(＝平等原則)
- ・ 同種の違反行為の内容や結果に対し、処分の重さが適切であるか。
(＝比例原則)

→処分内容軽重に差を設ける場合はその根拠があるか。

<決定機関> ※規程で明確にすること

倫理委員会や処分審査会、理事会等の会議体。

例：日本スポーツ少年団処分審査会

ヒアリング内容は議事録・発言録として記録することが必要。
また、「処分内容の通知」は書面で通知することも必要。

12

⑦処分内容の通知

<通知内容>

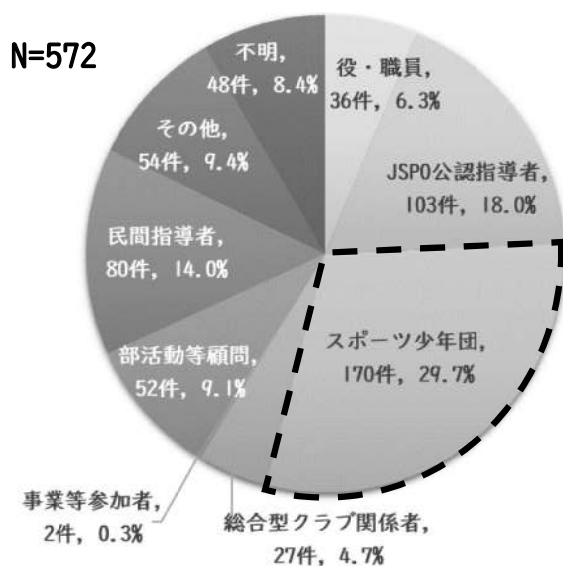
書面にて以下内容を通知する。

- ・ 処分対象者（氏名、所属、保有資格番号等）
- ・ 処分内容
- ・ 処分決定日
- ・ 処分の効力発生日・期間
- ・ 違反行為事実
- ・ 処分手続きの経過
- ・ 不服申立て

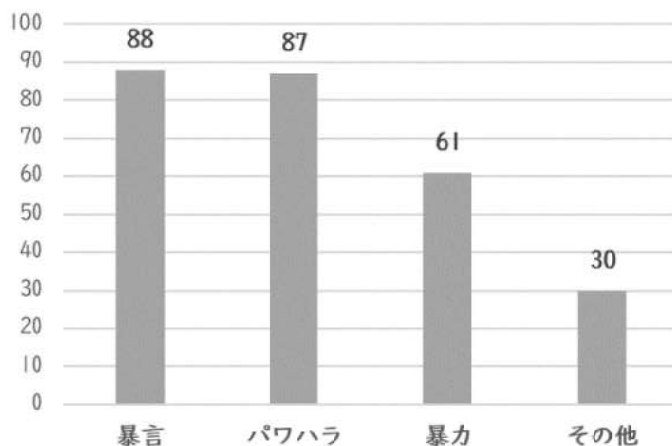
本部長や委員長名等、「誰が」決定した処分か明記することが必要。

スポーツ少年団活動における反倫理的行為

- 日本スポーツ協会スポーツにおける
暴力行為等相談窓口への相談 ※（2014年11月～2019年12月）



- スポーツ少年団に関する相談の
行為内訳 ※（2014年11月～2019年12月）



暴力行為等相談に係る留意点

- 公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定の適用範囲

- ・ スポーツ少年団登録者
 - ・ 団員
 - ・ 指導者 → JSP0公認スポーツ指導者資格保有者
 - ・ 役員 → //
 - ・ スタッフ → //
- // の場合がある
// の場合がある

JSP0公認スポーツ指導者資格保有者は、

「スポーツ少年団登録者処分基準」と「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準」とで処分する

スポーツ少年団登録者処分基準
に基づく処分（スポーツ少年団の登録に係る処分）

<スポーツ少年団登録>

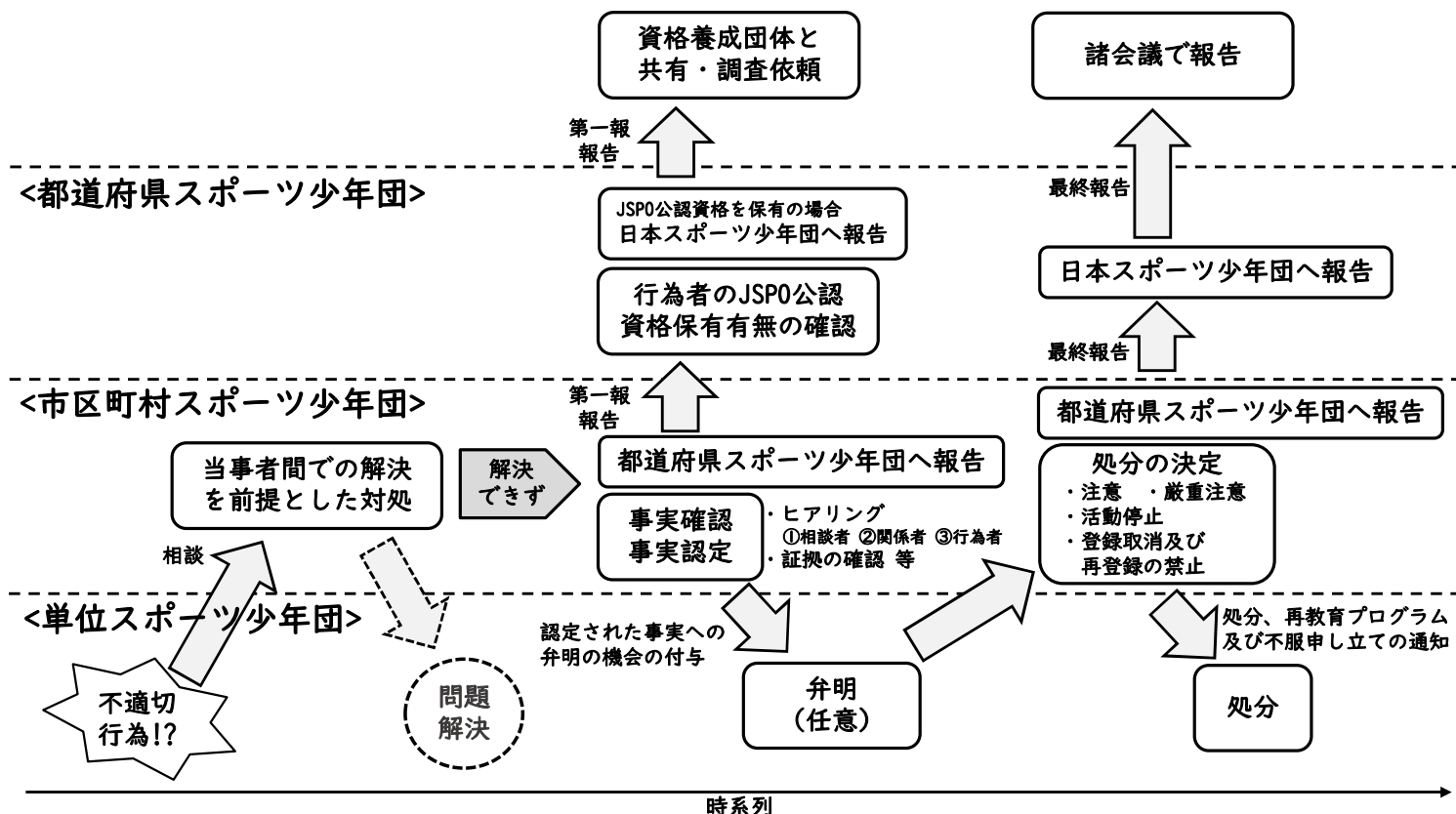
- ・ 指導者
- ・ 役員/スタッフ（資格有）
- ・ 役員/スタッフ（資格無）
- ・ 団員

JSP0公認スポーツ指導者
処分基準に基づく処分
（JSP0公認スポーツ指導者資格に係る処分）

<処分基準の適用と対象のイメージ>

市区町村スポーツ少年団が処分決定機関となる場合のフロー

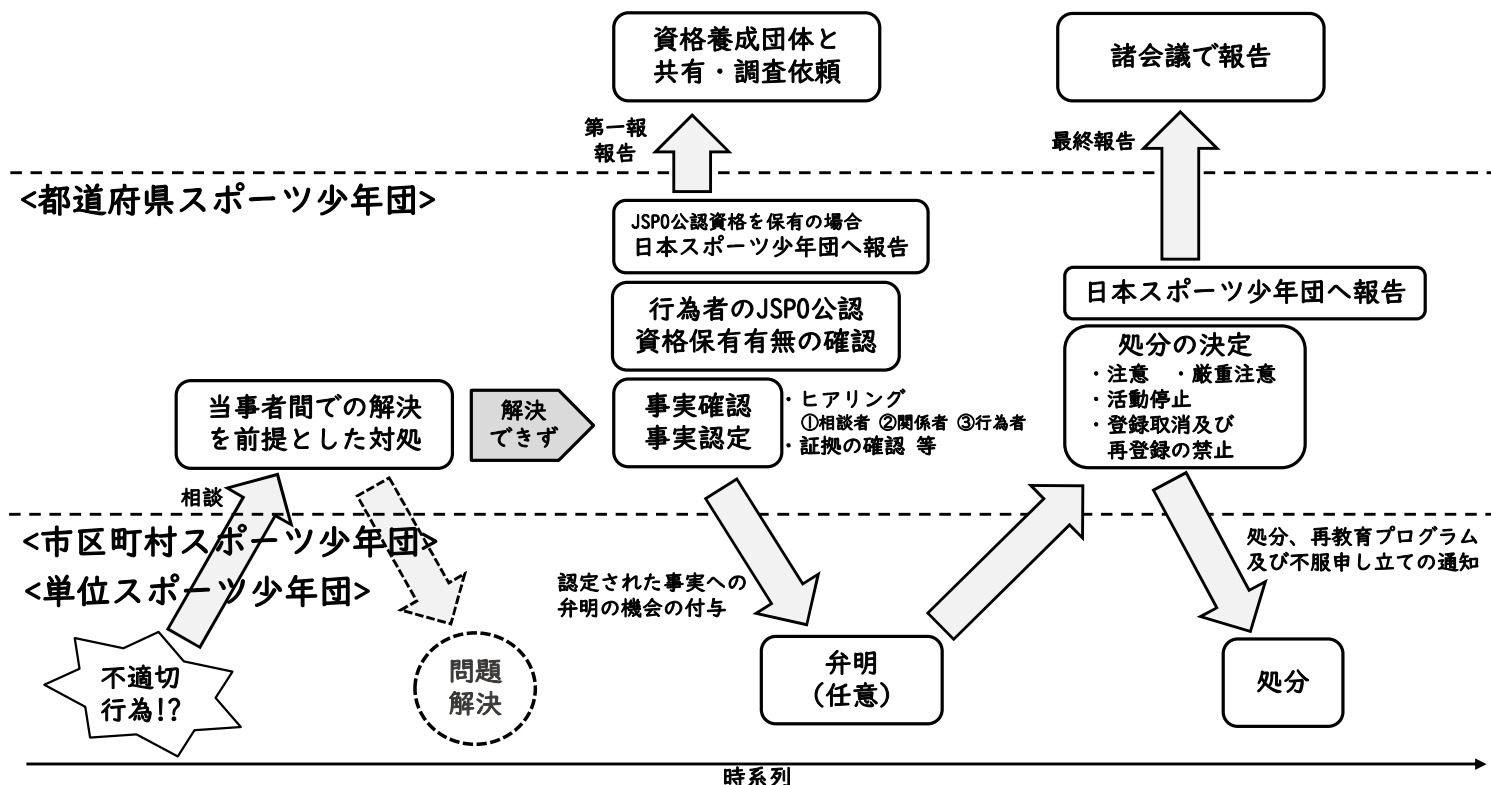
<日本スポーツ少年団>



都道府県スポーツ少年団が処分決定機関となる場合のフロー

〔都道府県スポーツ少年団が処分決定機関となる条件〕
市区町村スポーツ少年団における不適切行為や不適切行為の行為者や被害者等が市区町村スポーツ少年団の役職員など、市区町村スポーツ少年団が事実確認・事実認定や処分を科すことが、客観的に中立性・公平性を担保することができないと判断される場合。

<日本スポーツ少年団>



各種様式等について

- 暴力相談等に関する各種様式のデータは日本スポーツ協会のホームページに掲出しております。ご活用ください。

日本スポーツ協会ホームページ

【<https://www.japan-sports.or.jp/>】

トップページ>スポーツ少年団>理念・規程集>スポーツ少年団登録者処分基準関連様式（一式）

【<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid302.html>】



『JSPO フラッシュ』について

公益財団法人日本スポーツ協会（日本スポーツ少年団）では、
加盟団体（都道府県体育・スポーツ協会等）に対して、
諸会議の結果概要を『JPO フラッシュ』として E メール配信しています。

参考までに、
令和 2 年度のスポーツ少年団諸会議（常任委員会・委員総会）分の
『JSPO フラッシュ』を次ページより掲載します。



公益財団法人

日本スポーツ協会

2020 年 9 月 3 日 (No.20-22) 担当: 日本スポーツ協会 広報課 (Tel.03-6910-5805)

当協会のスポーツ情報システムは日本馬主協会連合会の支援を受け運営しています。

**令和2年度第1回日本スポーツ少年団委員総会(書面決議:6/24 成立)および
令和2年度第2回日本スポーツ少年団委員総会(書面決議:8/17 成立)について****新型コロナウイルス感染拡大防止のため、標記総会は書面による決議を行いました。その概要についてお知らせします。****令和2年度第1回日本スポーツ少年団委員総会(書面決議:6/24 成立)****ー議案事項ー****■令和3年度日本スポーツ少年団活動計画及び要望予算の編成について**

活動計画案について、今後、各専門部会にて当該案への意見集約を行った上で全体的な調整を行い、その調整を踏まえた要望予算を編成することとし、その取りまとめについて日本スポーツ少年団本部長に一任することが承認されました。

なお、取りまとめた令和3年度の活動計画および予算案は、令和3年1月～2月中旬に開催予定のブロック会議での説明を経た上で、令和3年2月下旬に予定している常任委員会および委員総会にて承認を得ることにより決定することとなります。

■令和3・4年度の全国スポーツ少年団大会開催地について

標記大会の開催地は、既に決定している東京都(令和3年度)、鹿児島県(令和4年度)とすることを前提としつつ、次の対応とすることが承認されました。

2020年(令和2年)に開催予定であった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が2021年(令和3年)に延期となったため、東京都は、標記大会の令和3年度の開催にあたり、会場や車両の手配をはじめとする諸準備に様々な課題が発生する可能性がある。このため、今後開催地の変更等が必要になった場合、変更等の影響を受けるブロック(当該ブロックを構成する各都道府県)の了解を得た上で、その最終的な判断は、日本スポーツ少年団本部長に一任する。

※本委員総会后(8月5日)に、当初予定通り令和3年度は東京都、令和4年度は鹿児島県でそれぞれ開催することとなりました。

■令和3・4年度の全国スポーツ少年団軟式野球交流大会開催地について

標記大会の開催地は、既に決定している沖縄県(令和3年度)、奈良県(令和4年度)とすることを前提としつつ、次の対応とすることが承認されました。

岩手県(令和2年度の標記大会開催地であったが新型コロナウイルスの影響により中止)が、令和3年度の標記大会を同県で開催することを希望している。このため、今後開催地の調整を行う場合は、関係する地区内都道府県の了解が得られた場合、開催地の変更を行うこととし、その最終的な判断は、日本スポーツ少年団本部長に一任する。※

※本委員総会后(8月5日)に、当初予定通り令和3年度は沖縄県、令和4年度は奈良県でそれぞれ開催することとなりました。

■日中青少年スポーツ交流について

日本スポーツ少年団が実施する日中交流のうち「日中青少年スポーツ指導者交流」（以下、「指導者交流」）は、近年の実施状況（参加申込者数の減少）や財政状況等に鑑み、単独での実施を取り止め、現行の「日中青少年スポーツ団員交流」（以下、「団員交流」）に統合のうえ、令和２年度から「日中青少年スポーツ交流」として実施していくこととなっておりました。（令和２年度の実施形態は「日本団の派遣」であったが、新型コロナウイルスの影響により中止）

このような経緯を踏まえ、令和３年度に実施する「日中青少年スポーツ交流」の実施形態（日本団の派遣又は中国団の受入）に関する日本側の調整およびその結果を踏まえた中華全国体育総会との協議・調整ならびに覚書締結の取り進めについて、日本スポーツ少年団本部長に一任することが承認されました。

■第 42 回全国スポーツ少年団剣道交流大会(令和 2 年度)及び

第 17 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会(令和 2 年度)の開催について ※

令和 3 年 3 月に福島県で開催する第 42 回全国スポーツ少年団剣道交流大会および宮城県で開催する第 17 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の実施要項については、各大会実行委員会に出席する日本スポーツ少年団本部長もしくは副本部長に一任することが承認されました。実施要項が決定後、各都道府県スポーツ少年団に通知する予定です。

また、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各大会において何らかの対応が必要になった場合、開催県をはじめとする関係団体との調整およびその結果を踏まえた最終的な判断について、日本スポーツ少年団本部長に一任することが併せて承認されました。

※大会の開催回数は、本委員総会後（8 月 5 日）に以下の通り訂正されました。

剣 道：（訂正前）第 42 回→（訂正後）第 43 回

バレーボール：（訂正前）第 17 回→（訂正後）第 18 回

■令和 2 年度社会教育功労者表彰の推薦について

文部科学大臣が表彰する社会教育功労者の候補者推薦は、例年、概ね 6 月から 8 月にかけての期間で、文部科学省が推薦者の受け付けを開始することとなっていることから、今後、同省が示す令和 2 年度の「社会教育功労者表彰要項」等に沿った候補者がいる場合は該当者を文部科学省へ推薦することとし、これまで同様、その取り進めについて日本スポーツ少年団本部長に一任することが承認されました。

■スポーツ少年団指導者に係る諸規程等の改定に伴う全国スポーツ少年大会及び 全国スポーツ少年団競技別交流大会の開催基準要項の改定について

令和元年度第2回委員総会（書面決議）において、「スポーツ少年団指導者に係る諸規程等の改定に伴う各種交流の参加条件」が承認されたことに伴い、当該条件に基づき標記大会開催基準要項を改定することが承認されました。

●「全国スポーツ少年大会開催基準要項」の改定

改定前	改定後
(2) 指導者 スポーツ少年団有資格者で、集団指導の能力に優れ、状況に応じた対応ができ、かつ大会運営に協力できる者。 8. 大会プログラム (1) 大会プログラムには、次の活動を組み込み、参加者が全活動に参加できるようにする。 スポーツ活動（2種目。うち1種目は障がい者のスポーツ活動への理解が深まる内容であることが望ましい） 文化活動（地域の文化を知る活動、オリンピック教育活動等） 交歓交流活動 野外活動 (2) 各活動の具体的内容は、主催者間の協議により決定する。 ＜中略＞	(2) 指導者 <u>以下の条件を全て満たすとともに、</u>集団指導の能力に優れ、状況に応じた対応ができ、かつ大会運営に協力できる者。 ・ <u>スポーツ少年団に指導者として登録している者</u> ・ <u>「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」</u> 8. 大会プログラム (1) <u>大会プログラムは、「2. 目的」に則したリーダーの育成に考慮した</u>ものとして、次の活動を組み込み、参加者が全活動に参加できるようにする。 スポーツ活動（2種目。うち1種目は障がい者のスポーツ活動への理解が深まる内容であることが望ましい） 文化活動（地域の文化を知る活動、オリンピック教育活動等） 交歓交流活動（<u>レクリエーション、グループワーク、ディスカッション等</u>） 野外活動 (2) 各活動の具体的内容は、主催者間の協議により決定する。 ＜中略＞

●「全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項」の改定

改定前	改定後
9. 大会参加者 参加対象及び参加資格等は、次の通りとする。 (1) 指導者 大会開催年度にスポーツ少年団登録をしている下記資格のいずれかを保有する者で、集団指導の能力に優れ、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。 ・ スポーツ少年団認定員（以下「認定員」という） ・ スポーツ少年団認定育成員（以下「認定育成員」という） 上記の他、競技毎に必要な要員及び資格については、大会実施要項に定める。	9. 大会参加者 参加対象及び参加資格等は、次の通りとする。 (1) 指導者 <u>以下の条件を全て満たすとともに、</u>集団指導の能力に優れ、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。 <u>＜4月～9月に参加申込みを行う大会（軟式野球）＞</u> ・ <u>スポーツ少年団に指導者として登録している者</u> ・ <u>「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」</u> <u>＜10月～翌年3月に参加申込みを行う大会（剣道・バレーボール）＞</u> ・ <u>スポーツ少年団に指導者として登録している者</u> ・ <u>「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」</u> 上記の他、競技毎に必要な要員及び資格については、大会実施要項に定める。

■「スポーツ少年団登録規程施行細則に関する内規」の改定について

令和元年度および第2回委員総会（書面決議）において改定された「スポーツ少年団登録規程施行細則第2条第3項」に準じて、標記内規に使用している用語を改定することが承認されました。

■「スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱い」の改定について

令和元年5月に公益財団法人日本スポーツ協会の事務局が移転したことに伴い、標記取り扱いに記載している「お問合せ窓口」の連絡先および所在地を変更することが承認されました。

■「日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準」の改定について

令和元年度第2回委員総会（書面決議）において改定された「日本スポーツ少年団顕彰要綱」に準じて、標記施行基準に使用している用語を改定することが承認されました。

■日本スポーツ少年団常任委員（全日本軟式野球連盟）の欠員に伴う新委員の選出について

日本スポーツ少年団設置規程第11条および第12条に基づき、新たに小山吉男氏に常任委員を委嘱することが承認されました。

■日本スポーツ少年団役員（本部長及び副本部長）候補者選定委員会の設置について

令和3年6月の役員改選に伴う本部長および副本部長の候補者選定については、「日本スポーツ少年団役員候補者選定委員会規則」に基づき必要な手続きを進める必要があることから、当該委員会委員として当協会から大野敬三常務理事を選出することが承認されました。また、当該委員会委員の内、都道府県体育（スポーツ）協会・スポーツ少年団関係者および外部有識者の人選については、当協会のヨーコゼッターランド常務理事および日本スポーツ少年団本部長に一任することが承認されました。

令和2年度第2回日本スポーツ少年団委員総会（書面決議：8/17 成立）

一議案事項一

■令和元年度日本スポーツ少年団活動報告及び決算について

令和元年度の活動結果（全般的な総括、登録状況、個別の取組毎の結果報告等）については、「令和元年度スポーツ少年団育成報告書」に掲載のとおり承認されました。

決算については、支出合計が522,388,450円、それに対する収入として、登録料330,627,400円、参加者等負担金83,084,899円に加え、日本スポーツ協会負担金108,676,151円を充当したことをもって承認されました。

■令和2年度日本スポーツ少年団顕彰 について

日本スポーツ少年団顕彰要綱および同施行基準に基づき推薦のあった35都府県68市区町村のスポーツ少年団、46都道府県151名の登録者・退任者を、令和2年度日本スポーツ少年団顕彰の被表彰団体（者）とすることが承認されました。

また、退任者に対する感謝状の贈呈については、要綱施行基準第8条に基づき、従来同様、各都道府県スポーツ少年団本部長に委任し、年度末に日本スポーツ少年団へ一括報告することとなりました。

※ 今後、日本スポーツ少年団にて被表彰団体（者）に対する表彰状（楯）を作成のうえ各都道府県スポーツ少年団を通じて当該団体（者）へ授与いたします。

令和2年度第3回日本スポーツ少年団常任委員会について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、標記会議は書面による決議を行いました(10/14 成立)。その概要についてお知らせします。

ー議案ー

■「スポーツ少年団登録規程施行細則」の改定について

新型コロナウイルス禍により、令和2年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を中止した影響で、令和3年度のスポーツ少年団登録手続き時に、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」を2名以上登録ができない単位スポーツ少年団が発生し得る状況となっています。このことから〔※1〕、本細則に附則として、「令和3年度に限り、全ての更新登録単位スポーツ少年団を対象に、スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名または0名の場合でも更新登録することを可能とする」旨を定めることが承認されました。ただし、その場合、登録者(指導者、役員およびスタッフ)のうち少なくとも1名〔※2〕、または2名〔※3〕が、令和3年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了する必要があることとしています。

以上のほか、記載内容の整理や表現の統一等を目的とした改定を行いました。

〔※1〕: 令和2年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の実施を中止したことに伴い、本来であれば令和2年度に当該講習会を修了した指導者をもって令和3年度に更新登録を行う予定であった単位スポーツ少年団が、更新登録できなくなることが生じ得る。このため、当該単位スポーツ少年団を救済する特例措置を設ける必要がある。

〔※2〕: 令和3年度登録時において「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名の場合

〔※3〕: 令和3年度登録時において「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」がいない(0名)の場合

■「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」の改定について

現行の本規程には「令和2年度以降のシニア・リーダー資格認定者」に関わる公認スポーツ指導者資格についての定めはあるものの、「令和元年度以前のシニア・リーダー資格認定者」に関する定めを設けていなかったことから、これに対応するための附則として、「令和元年度以前のシニア・リーダー資格認定者で引き続き登録を行っている満20歳以上の者に対しては、都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した場合に限り日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント養成講習会の受講を免除する」旨を定めることが承認されました。なお、この措置は令和5(2023)年度までの時限的なものとなります。

以上のほか、表現の統一等を目的とした改定を行いました。

■全国スポーツ少年大会開催基準要項の改定及び第 59 回全国スポーツ少年大会(令和 3 年度:東京都)の会期について

全国スポーツ少年大会（以下、「全国大会」という）の開催時期は、同大会開催基準要項第 6 条第 1 項において「夏休み中の 7 月下旬から 8 月上旬」とする旨定められていますが、第 59 回全国スポーツ少年大会〔令和 3（2021）年度〕の開催地である東京都では、当該年度に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を予定しているため、全国大会の会場手配等諸準備の関係上、7 月下旬から 8 月上旬の間で開催することが極めて困難な状況となっています。

このため、同大会開催基準要項第 6 条第 1 項を改定するとともに、第 59 回大会については、令和 3 年 9 月 18 日（土）～20 日（月・祝）の 3 日間で開催することが承認されました。

■日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018 実施状況の検証・評価について

「日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018」では、その歩みを着実に進めるため、各施策の検証・評価を行うこととしています。今回は、①2020 年度上期の取組・達成状況・課題、②進捗評価、③達成度評価について説明するとともに、今後当協会理事会にて当該内容を報告する際の対応を泉本部長に一任することが承認されました。

■日本スポーツ協会事業評価(令和 2 年度上期終了分)について

令和 2 年度上期の評価対象事業について、その評価内容を説明するとともに、今後、当協会経営判断チームでの対応が必要になった場合は、その対応を泉本部長に一任することが承認されました。

<評価対象事業>

- (1) ジュニアスポーツフォーラム
- (2) 全国スポーツ少年大会
- (3) 全国スポーツ少年団軟式野球交流大会
- (4) 日独スポーツ少年団同時交流
- (5) 2020 年日中青少年スポーツ団員交流（派遣）

当協会のスポーツ情報システムは日本馬主協会連合会の支援を受け運営しています。

日本スポーツ少年団 令和2年度第4回常任委員会の開催

11月20日(金)開催の標記委員会の概要をお知らせします。



— 議案 —

■令和2年度日本スポーツ少年団ブロック会議の開催について

今年度開催予定のブロック会議の開催要項案について承認されました。

コロナ禍を理由とした中止を避けるため、「リモート」又は「リモート併用(現地参加者+リモート参加者)」での開催に向けて準備を進めることを確認しました。ブロック会議では、次年度の活動計画・予算、今後のスポーツ少年団指導者等に関する内容について説明します。

※下記日程等は令和2年11月20日時点のものです

ブロック	主管県	開催期日	会場
北海道・東北	北海道	2月2日(火)～3日(水)	札幌市内ホテル
関東	千葉県	2月12日(金)～13日(土)	ホテルポートプラザちば
北信越・東海	石川県	2月8日(月)～9日(火)	KKR ホテル金沢
近畿	奈良県	2月8日(月)～9日(火)	奈良ロイヤルホテル
中国・四国	広島県	2月3日(水)～4日(木)	ひろしま国際ホテル
九州	鹿児島県	2月4日(木)～5日(金)	タイセイアネックス

■スポーツ少年団登録規程施行細則の改定について

次の3点に関連した条文を改定することが承認されました。

○本細則に定める「公認スポーツ指導者資格保有者」には、更新研修を必要としない永年認定資格であるスポーツリーダーは含まれない旨を定める。

※当該内容は既に「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」において定めていたが、登録に関する事項は本細則に定めるべきものであることから、今回改定を行った。

なお、併せて「令和5年度までは、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、指導者として登録できる」とする現状の運用内容を附則として定めた。

○令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満20歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合であっても、令和5年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする旨を定める。

○本細則に定める登録に必要な要件が理解しやすいよう、当該要件を表形式でも記載する。

■令和3年度日本スポーツ少年団が主催する国内・国際交流事業への指導者の参加条件について

コロナ禍による令和2年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の中止に伴い、令和3年度の日本スポーツ少年団各種事業における指導者の参加条件の一つである「当該事業年度に、スポーツ少年団に『スポーツ少年団の理念』を学習した者として『指導者』登録している者」を満たせない指導者が出るのが想定されます。

このため、令和3年度に限る特例措置として、当該条件は、「当該事業年度に、スポーツ少年団に『指導者』登録している者」とすることが承認されました。

(注意点)各種国内・国際交流事業において、このほか別に定める条件がある場合は、当該条件も満たす必要がある。

■大会開催基準要項の改定について

(1)指導者の参加条件に関わる改定(全国スポーツ少年大会・全国スポーツ少年団競技別交流大会)

両大会への指導者の参加条件に関する定めを、前項の承認内容に準じて改定することが承認されました。

(2)開催地の選定に関わる改定(全国スポーツ少年大会・全国スポーツ少年団競技別交流大会)

両大会ともに、開催地は国民体育大会(以下「国体」という。)の開催地に連動する形態となっていますが、今年度開催予定の第75回国体(鹿児島県)が令和5年へ延期されたことに準じて現行の両大会の開催地に関する定めを適用することは、既に開催準備を進めている県や、今後各ブロック・各地区において行われる各種大会の持ち回り順序等に様々な影響が生じる恐れがあります。このことから、両大会ともに、現行の開催地に関する定めに基づく適用(持ち回り順序)を維持することとし、そのために必要となる文言に関して改定することが承認されました。

(3)団員の参加条件に関わる改定(全国スポーツ少年大会)

現行の団員の参加条件に関する定めの一つとして、「ジュニア・リーダー資格を保有し、都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する場合には、小学6年生の者でも参加を認める」旨がありますが、令和2年度にジュニア・リーダースクールの開催を中止している都道府県も存在するため、令和3年度に限り、「新型コロナウイルス禍が理由であれば、ジュニア・リーダー資格を保有していない小学6年生であっても、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者については参加を認める」として改定することが承認されました。

ー報告ー

■日本スポーツ少年団役員(本部長及び副本部長)候補者の選定について

令和2年度第1回委員総会での承認を経て設置した役員候補者選定委員会において、次期本部長と副本部長の候補者が次のとおり選定されました。今後は、令和3年2月27日開催の委員総会で推挙される予定です。

	氏名(敬称略)	少年団/日本スポーツ協会との関係
本部長候補者	泉 正文	現日本スポーツ少年団本部長 日本スポーツ協会副会長兼専務理事
副本部長候補者(東日本)	遠藤 啓一	山形県スポーツ少年団本部長 山形県スポーツ協会理事
副本部長候補者(西日本)	大西 真知子	現日本スポーツ少年団副本部長 徳島県スポーツ少年団本部長 徳島県スポーツ協会理事
副本部長候補者(学識経験者)	萩原 美樹子	現日本スポーツ少年団副本部長 日本スポーツ協会女性スポーツ委員会委員

■次期スポーツ少年団役員等の改選スケジュールについて

常任委員(ブロック選出・学識経験者)、委員、指導者協議会に関わる改選スケジュールについて確認しました。

■令和3年度日本スポーツ少年団要望予算の編成について

令和3年度の要望予算の編成については、令和2年度第1回委員総会において本部長に一任され、各種補助金・助成金等との関係から当協会内で調整することとしています。今後は、令和3年2月開催のブロック会議において改めて活動計画とともに説明し、2月下旬開催の第5回常任委員会および第3回委員総会に付議されます。

■文部科学大臣表彰(生涯スポーツ功労者、社会教育功労者)について

当協会から文部科学省に推薦したスポーツ少年団登録指導者8名全員が被表彰者として決定しました。
また、社会教育功労者として、日本スポーツ少年団常任委員の原光彦氏を候補者として決定し、文部科学省に推薦しました。

ブロック	都道府県	氏名(敬称略)	性別
北海道・東北	山形県	上野 義弘	男
		柴崎 美枝	女
関東	栃木県	稲富 照子	女
北信越・東海	三重県	船岡 庄一	男
近畿・中国	奈良県	上村 武	男
		中尾 節子	女
四国・九州	愛媛県	田中 雅人	男
		三好 賢一	男

■2020年日独スポーツ少年団ユースキャンプ(2021年実施)の協定書締結及び実施について

2020年日独スポーツ少年団ユースキャンプは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(東京2020大会)の開催に合わせて実施予定でしたが、東京2020大会が2021年に延期されたことに伴い、本事業も2021年に延期することとなりました。延期に伴い改めて協定書を締結する必要性が生じたため、交流相手であるドイツオリンピックアカデミー(DOA)およびドイツスポーツユースゲント(dsj)と協議した結果、実施形態、プログラム等については当初の協定書の内容を踏襲した形態で、本年7月に締結しました。

両国における今後の新型コロナウイルスの感染状況等によって、プログラムや実施形態に変更が生じる可能性があります。引き続き交流相手(団体)と連携を取り合い実施に向け準備を進めていきます。

■第 48 回日独スポーツ少年団同時交流〔令和 3 年度〕の実施形態及び参加条件について

令和 3 年度の本事業は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会と同時期に開催することになるため、実施形態(参加者数・実施期間)については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となった令和 2 年度と同様に、協定書に定める内容より縮小することについて、パートナーであるドイツスポーツユエグント(dsj)との間で合意しました。

	参加者数 (日独ともに)	実施期間	
		派遣	受入
協定書上	125名	16泊18日	16泊17日
令和3年度 (2021年度)	88名	9泊11日 2021年7月26日(月)～8月5日(木)	9泊10日 2021年8月10日(火)～8月19日(木)

また、団員の参加条件については、中止となった令和 2 年度の本事業への参加者として推薦していた者を優先するよう、各都道府県に依頼するとともに、当該者には、年齢制限(派遣年度に 16 歳～24 歳の誕生日を迎える者)の適用を除外する措置をとります。

■令和 3(2021)年以降の日中青少年スポーツ交流について

令和 2 年度から新形態(「日中青少年スポーツ指導者交流」を「日中青少年スポーツ団員交流」に統合した形態)で実施予定だった「日中青少年スポーツ交流」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止しました。このため、新形態での実施は令和 3 年度からとし、現在、中華全国体育総会との協議・調整ならびに覚書締結に向けた取り組みを行っています。令和 3 年度は、当初予定通り中国団の日本受入(北海道・東北ブロックでの受入)、令和 4 年度に日本団の中国派遣を実施します。

なお、令和 4 年度における日本団派遣は関東ブロックですが、中止となった令和 2 年度に派遣予定であった北海道・東北ブロックの参加意向を確認した上で今後調整することとなります。

■東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への団員の参画について

東京 2020 大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)と連携し実施する「東京 2020 みんなのエスコートキッズプロジェクト」は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期により、当該事業も延期することになっていましたが、この度、組織委員会から 2021 年の実施に向けた参加者の募集に関して打診がありました。

具体的な内容については、今後組織委員会と調整することになりますが、詳細が決定次第、都道府県スポーツ少年団を通じて参加者の募集を行います。

■スポーツ少年団登録システムについて

令和 2 年度から新たな運用を開始しているスポーツ少年団登録システム(以下「システム」という。)において発生した不具合について、今後の対応を含め報告しました。

不具合が生じたのは、システムの新たな機能の一つである「名寄せ」機能で、この「名寄せ」機能とは、システム上に同一人物の登録情報が複数存在すること(それに伴う登録料の重複支払い等)を防ぐとともに、利用者(単位団)の入力作業の負担軽減等を目的としたものです。

この「名寄せ」機能を用いて登録手続きを行った単位団の一部において、誤って同一人物ではない同姓同名の他者を名寄せしてしまう状況が起きました。このため、当協会において、名寄せを経て登録を完了した方(正しく名寄せされた方も含む)の登録済情報の一部をシステム画面上で非表示とする等の対応を行いました。

また、都道府県スポーツ少年団を対象に令和 3 年度の登録に向けたシステム改修・機能追加要望調査を行い、同調査結果も踏まえ、令和 2 年度内にシステム改修を行います。

この度の不具合に関して、多大なご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

■専門部会及びプロジェクト等の報告について

各専門部会およびプロジェクト等の開催状況について報告しました。

【専門部会】

指導育成部会	第1回:令和2年5月7日、第2回:令和2年7月8日、第3回:令和2年11月5日
広報普及部会	第1回:令和2年11月4日
活動開発部会	第1回:令和2年7月9日、第2回:令和2年11月10日

【プロジェクト】

リーダー制度改定ワーキンググループ	第1回:令和2年6月12日、第2回:令和2年9月16日
-------------------	-----------------------------

■令和2年度スポーツ少年団登録状況(令和2年11月11日現在)について

令和2年11月11日現在の登録状況は以下の通りです。なお、登録数の確定は12月末となる見込みです。

区分	登録数	前年度比
登録単位団数	29,212 団	-2,090 団(-6.68%)
登録指導者数	170,035 名 (指導者:118,149 名) (役員:6,788 名) (スタッフ:45,098 名)	-16,375 名(-8.78%)
登録団員数 (全国対象人口に 対する登録率)	562,157 名 (小学生:7.66%、中学生:2.09%、高校生:0.16%)	-87,130 名(-13.42%)

※登録区分は、令和2年度から次の通り変更となっています。

令和元年度まで	令和2年度
団員、指導者	団員、指導者、役員、スタッフ

日本スポーツ少年団 令和2年度第5回常任委員会(2月26日(金))および 第3回委員総会(2月27日(土))の開催

オンライン形式で開催した標記会議の概要をお知らせします。



写真は第3回委員総会の様子(オンライン開催)

<令和2年度第5回常任委員会>

ー議案ー

■令和3年度日本スポーツ少年団活動計画及び新型コロナウイルスの影響を踏まえた諸対応について

活動計画案においては指導者・リーダー養成や研修、国内・国際交流など各種活動について原案のとおり承認されました。

なお、本件は次項の予算案とともに、第3回委員総会での審議を経て、当協会理事会へ付議されます。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて特例的な対応をとる事業のなかには、現時点では内容に関して検討中のものであることから、今後の詳細部分の調整や最終的な判断については本部長および事業を所管する専門部会長に一任することについて併せて承認されました。

■令和3年度日本スポーツ少年団予算について

予算案について、原案のとおり承認されました。(収支同額:521,342千円)

なお、前項と同様、本件は第3回委員総会での審議を経て、当協会理事会へ付議されます。このため、今後の詳細部分の調整や最終的な判断については本部長に一任することが併せて承認されました。

■日本スポーツ少年団設置規程の改定について

今後、感染症をはじめとする様々な理由により、一堂に会して常任委員会を開催することが困難となる場合も想定されることから、日本スポーツ少年団設置規程に新たに第19条として「常任委員会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する常任委員会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって常任委員会の賛成決議に代えることができる。」ことを定める改定案が承認されました。

なお、本件は第3回委員総会での審議を経たうえで、当協会理事会へ付議されます。

■日独スポーツ少年団国際交流協定書(2022-2023年)の締結並びに2024年以降の実施形態見直しに向けた取組について

次の内容について、その取り進めを本部長および本事業を所管する活動開発部会長に一任することが承認されました。

○すでに日本スポーツ少年団とドイツスポーツユースとの間で締結し、その有効期間が2021年までとなっている現行協定書の有効期間を2023年まで2年間延長する。

○2024年以降の交流については、新たな形態(人数の削減、日程の短縮等)で実施することに向けて両組織間で協議のうえ、第50回目の節目を迎える2023年に新協定書を締結する。

なお、2023年に予定する新協定書の締結に向けた取組として、日本側が抱える現状の課題を把握するための調査を、各都道府県を対象に行うことを検討しています。

■令和 5 年度全国スポーツ少年大会及び全国スポーツ少年団競技別交流大会の開催地について

令和 5 年度の全国スポーツ少年大会の開催地を兵庫県に決定することが承認されました。

また、軟式野球、剣道、バレーボールの各全国スポーツ少年団競技別交流大会の開催地については本年 5 月に開催予定の令和 3 年度第 2 回常任委員会および第 1 回委員総会において、審議・決定することとなりました。

■「日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018」2020 年度下期の評価と今後の取組について

「スポーツ推進方策 2018」の 2020 年度下期の評価と今後の取組について、今後当協会の他の委員会における評価内容等との調整が必要になった場合の対応を含めて、本部長に一任することが承認されました。

■令和 2 年度スポーツ少年団事業の評価(下期分・通年事業分)及び令和 3 年度事業評価の目標設定について

令和 2 年度の事業評価(下期分・通年事業分)および令和 3 年度の事業評価の目標設定について、今後当協会の経営判断チームの審議によって内容の修正が必要になった場合の対応を含めて、本部長に一任することが承認されました。

■スポーツ少年団特別交付金について

新型コロナウイルス感染拡大による様々な影響を考慮した「スポーツ少年団特別交付金」の交付要項案が承認されました。(本交付金は去る令和 3 年 3 月 9 日(火)付で各都道府県スポーツ少年団に交付しました)

ー報告ー

■令和 2 年度社会教育功労者の表彰決定について

現学識経験常任委員で小児科医の原 光彦(はら みつひこ)氏が、令和 2 年 12 月 15 日付で国の社会教育功労者表彰の受表彰者として決定しました。

■日本スポーツ少年団第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－の今年度(4 年次)の取組状況について

第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－4 年次の進捗状況のうち、主な取組である以下 2 点について報告しました。(※記載の項目番号は、同アクションプランの該当番号を指します。)

- (1)「2. 指導者・リーダーの育成」における「(4) リーダー資格の取得促進とリーダー活動の充実」の「① リーダー資格の取得促進」と「② リーダー活動の充実」に関する取組として、リーダーの役割、望ましいリーダー育成像を日本スポーツ少年団リーダー制度改定ワーキンググループで検討し、整理しました。
- (2)「3. 活動の充実」における「(9) 広報活動の充実・強化」に関する取組として、当協会ホームページの内容の整理・見直しを行いました。具体的には、複数のページに分散して掲載されていた少年団の諸規程類を同一のページに集約したほか、暴力行為等相談窓口ページへのリンク追加、運動適性テストⅡ及び全国一斉活動の関連ページ作成・更新(動画掲載含む)を行いました。

同アクションプランの詳細はこちら:

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/doc/plan10th/plan_10th.pdf

■スポーツ少年団登録者処分基準に基づく処分について

スポーツ少年団登録者処分基準に基づき、軟式野球の指導者 1 名を活動停止(6 か月)の処分としたことを報告しました。

＜令和 2 年度第 3 回委員総会＞

－議案－

- 令和 3 年度日本スポーツ少年団活動計画及び新型コロナウイルスの影響を踏まえた諸対応について
- 令和 3 年度日本スポーツ少年団予算について
- 日本スポーツ少年団設置規程の改定について
- 日独スポーツ少年団国際交流協定書(2022-2023 年)の締結並びに 2024 年以降の実施形態見直しに向けた取組について
- 令和 5 年度全国スポーツ少年大会及び全国スポーツ少年団競技別交流大会の開催地について
- スポーツ少年団特別交付金について

上記 6 項目について、原案の通り承認されました。内容は前述の令和 2 年度第 5 回日本スポーツ少年団常任委員会の概要において記載しているため省略します。

－報告事項－

- 日本スポーツ少年団第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－の今年度(4 年次)の取組状況について
- スポーツ少年団登録者処分基準に基づく処分について

上記 2 項目については、前述の令和 2 年度第 5 回日本スポーツ少年団常任委員会の概要において記載しているため省略します。

－役員改選－

日本スポーツ少年団次期本部長・副本部長として次の候補者を推挙することが決定しました。
今後、当協会理事会へ付議され、当協会会長から委嘱される予定です。

	氏名(敬称略)	少年団/日本スポーツ協会との関係
本部長候補者	泉 正文	現日本スポーツ少年団本部長 日本スポーツ協会副会長兼専務理事
副本部長候補者(東日本)	遠藤 啓一	山形県スポーツ少年団本部長 山形県スポーツ協会理事
副本部長候補者(西日本)	大西 真知子	現日本スポーツ少年団副本部長 徳島県スポーツ少年団本部長 徳島県スポーツ協会理事
副本部長候補者(学識経験者)	萩原 美樹子	現日本スポーツ少年団副本部長 日本スポーツ協会女性スポーツ委員会委員

■都道府県スポーツ少年団一覧

(R3.04 現在)

都道府県名	〒	住 所	TEL
北 海 道	062-8572	札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター	011-820-1706
青 森 県	039-3505	青森市大字宮田字高瀬22-2 新青森県総合運動公園内	017-764-6675
岩 手 県	020-0133	盛岡市青山4丁目13番30号 岩手県体育協会会館	019-648-0400
宮 城 県	981-0122	宮城郡利府町菅谷字館40-1 宮城県総合運動公園内	022-349-9655
秋 田 県	010-0974	秋田市八橋運動公園1-5	018-866-3916
山 形 県	990-2412	山形市松山2-11-30 公益財団法人山形県スポーツ協会内	023-625-5750
福 島 県	960-8043	福島市中町8番2号 福島県自治会館6階	024-524-3833
茨 城 県	310-0911	水戸市見和1丁目356番地の2 茨城県水戸生涯学習センター分館	029-303-7222
栃 木 県	321-0152	宇都宮市西川田4-1-1 栃木県総合運動公園 第2陸上競技場内	028-680-7771
群 馬 県	371-0047	前橋市関根町800 ALSOKぐんま総合スポーツセンター内	027-234-5555
埼 玉 県	362-0031	上尾市東町3丁目1679号 スポーツ総合センター内	048-779-5895
千 葉 県	263-0011	千葉市稲毛区天台町323 千葉県総合スポーツセンター内	043-254-0023
東 京 都	160-0013	新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 10階	03-6804-8121
神 奈 川 県	221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館内	045-311-0653
山 梨 県	400-0836	甲府市小瀬町840 小瀬スポーツ公園管理事務所内	055-243-8588
長 野 県	380-0872	長野市南長野聖徳545-1 長野県スポーツ会館	026-235-3483
新 潟 県	950-0933	新潟市中央区清五郎67番地12 デンカビッグスワンスタジアム内	025-287-8600
富 山 県	939-8252	富山市秋ヶ島183番地 富山県総合体育センター内	076-461-7138
石 川 県	920-0355	金沢市稚日野町北222番地 いしかわ総合スポーツセンター	076-268-3100
福 井 県	918-8027	福井市福町3-20 福井県営体育館内	0776-34-2719
静 岡 県	422-8004	静岡市駿河区国吉田5-1-1 静岡県スポーツ協会会館	054-265-6464
愛 知 県	460-0007	名古屋市中区新栄1-49-10 愛知県教育会館内	052-264-1010
三 重 県	510-0261	鈴鹿市御園町1669番地 三重交通 G スポーツの杜鈴鹿 スポーツ少年団	059-372-3880
岐 阜 県	502-0817	岐阜市長良福光大野2675-28 岐阜メモリアルセンター内	058-297-2567
滋 賀 県	520-0807	大津市松本1丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター4階	077-526-5522
京 都 府	601-8047	京都市南区東九条下殿田町70 京都府スポーツセンター内	075-692-3455
大 阪 府	556-0011	大阪市浪速区難波中3-4-36 エディオンアリーナ大阪（大阪府立体育会館）内	06-6643-5234
兵 庫 県	650-0011	神戸市中央区下山手4-16-3 兵庫県民会館6F	078-332-2344
奈 良 県	630-8501	奈良市登大路町30番地	0742-22-5791
和 歌 山 県	640-8262	和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1	073-431-1080
鳥 取 県	680-8570	鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県議会棟別館内	0857-26-7802
島 根 県	690-0015	松江市上乃木10丁目4番2号 島根県立水泳プール内	0852-60-5053
岡 山 県	700-0012	岡山市北区いずみ町2-1-3 ジップアリーナ岡山 岡山県広域スポーツセンター内	086-256-7101
広 島 県	730-0011	広島市中区基町4番1号 広島県立総合体育館内	082-221-4600
山 口 県	753-8501	山口市滝町1-1 県政資料館	083-933-4697
香 川 県	760-0004	高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館4階	087-833-1580
徳 島 県	772-0017	鳴門市撫養町立岩字四枚61番地 鳴門・大塚スポーツパーク内	088-655-3660
愛 媛 県	790-0843	松山市道後町2丁目9番14号 愛媛県県民文化会館別館内	089-911-1199
高 知 県	780-0850	高知市丸ノ内1丁目7番52号 県庁西庁舎1階	088-873-6263
福 岡 県	812-0852	福岡市博多区東平尾公園2-1-4 福岡県立スポーツ科学情報センター内	092-629-3535
佐 賀 県	849-0923	佐賀市日の出二丁目1-11 佐賀県スポーツ会館	0952-30-7716
長 崎 県	852-8118	長崎市松山町2-5 長崎県営野球場内	095-845-2083
熊 本 県	861-8012	熊本市東区平山町2776 熊本県民総合運動公園陸上競技場 熊本県スポーツ協会	096-388-1581
大 分 県	870-0908	大分市青葉町1番地 大洲総合運動公園 スポーツ交流館内	097-504-0888
宮 崎 県	889-2151	宮崎市大字熊野字島山1443-12 宮崎県総合運動公園内	0985-58-5633
鹿 児 島 県	890-0062	鹿児島市与次郎一丁目4番20号 鹿児島県体協会館	099-255-0146
沖 縄 県	901-0026	那覇市奥武山町51-2 沖縄県体協スポーツ会館	098-857-0017

令和3年度日本スポーツ少年団 行事予定表

令和3年4月9日時点 ※取り消し線＝新型コロナウイルスの感染拡大により開催中止

4月	5月	6月	7月
1日(木)	1日(土)	1日(火)	1日(木)
2日(金)	2日(日)	2日(水)	2日(金)
3日(土)	3日(月)	3日(木)	3日(土)
4日(日)	4日(火)	4日(金)	4日(日)
5日(月)	5日(水)	5日(土)	5日(月)
6日(火)	6日(木)	6日(日)	6日(火)
7日(水)	7日(金)	7日(月)	7日(水)
8日(木)	8日(土)	8日(火)	8日(木)
9日(金)	9日(日)	9日(水)	9日(金)
10日(土)	10日(月)	10日(木)	10日(土)
11日(日)	11日(火)	11日(金)	11日(日)
12日(月)	12日(水)	全国スポーツ少年団リーダー連絡会【オンライン開催】 全国スポーツ少年団指導者協議会【オンライン開催】	12日(月)
13日(火)	13日(木)	全国スポーツ少年団リーダー連絡会【オンライン開催】 第4回ジュニアスポーツフォーラム【オンライン開催】	13日(火)
14日(水)	14日(金)	14日(月)	14日(水)
15日(木)	15日(土)	15日(火)	15日(木)
16日(金)	16日(日)	16日(水)	16日(金)
17日(土)	17日(月)	17日(木)	17日(土)
18日(日)	18日(火)	18日(金)	18日(日)
19日(月)	19日(水)	19日(土)	19日(月)
20日(火) 第1回常任委員会	20日(木)	20日(日)	20日(火)
21日(水)	21日(金)	21日(月)	21日(水)
22日(木)	22日(土)	22日(火)	22日(木) 日独スポーツ少年団ユースキャンプ(至:8月5日)
23日(金)	23日(日)	23日(水)	23日(金)
24日(土)	24日(月)	24日(木)	24日(土)
25日(日)	25日(火)	25日(金)	25日(日)
26日(月)	26日(水)	26日(土)	26日(月)
27日(火)	27日(木)	27日(日)	27日(火)
28日(水)	28日(金) 第2回常任委員会	28日(月)	28日(水)
29日(木)	29日(土) 第1回委員総会	29日(火)	29日(木)
30日(金)	30日(日)	30日(水)	30日(金)
	31日(月)		31日(土)

第48日独同時交流 事前研修会(至:4日)

8月		9月	10月	11月
1日(日)	1日(水)	1日(金)	1日(月)	
2日(月)	2日(木)	2日(土)	2日(火)	
3日(火)	3日(金)	3日(日) 2021年度日独スポーツ少年団指導者交流・派遣(至:16日)	3日(水)	
4日(水)	4日(土)	4日(月)	4日(木)	
5日(木)	5日(日)	5日(火)	5日(金)	
6日(金)	6日(月)	6日(水)	6日(土)	
7日(土)	7日(火)	7日(木)	7日(日)	
8日(日)	8日(水)	8日(金)	8日(月)	
9日(月)	9日(木)	9日(土)	9日(火)	
10日(火)	10日(金)	10日(日)	10日(水)	
11日(水)	11日(土)	11日(月)	11日(木)	
12日(木)	12日(日)	12日(火)	12日(金)	
13日(金) 第43回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会の沖縄県(至:16日) 第43回全国スポーツ少年団ホッケー交流大会@遠賀県(至:16日)	13日(月)	13日(水)	13日(土)	
14日(土)	14日(火)	14日(木)	14日(日)	
15日(日)	15日(水)	15日(金)	15日(月)	
16日(月)	16日(木)	16日(土)	16日(火)	
17日(火)	17日(金)	17日(日)	17日(水)	
18日(水)	18日(土) 第59回全国スポーツ少年大会@東京都(至:20日)	18日(月)	18日(木)	
19日(木)	19日(日)	19日(火)	19日(金)	
20日(金)	20日(月)	20日(水)	20日(土)	
21日(土)	21日(火)	21日(木)	21日(日)	
22日(日)	22日(水)	22日(金)	22日(月)	
23日(月)	23日(木)	23日(土)	23日(火)	
24日(火)	24日(金)	24日(日)	24日(水)	
25日(水)	25日(土)	25日(月)	25日(木)	
26日(木)	26日(日)	26日(火)	26日(金) 第3回常任委員会	
27日(金)	27日(月)	27日(水)	27日(土)	
28日(土)	28日(火)	28日(木)	28日(日)	
29日(日)	29日(水)	29日(金) 2021年度日独スポーツ少年団指導者交流・受入(至:11月10日)	29日(月)	
30日(月)	30日(木)	30日(土)	30日(火)	
31日(火)		31日(日)		

令和4(2022)年

12月	1月	2月	3月
1日(水)	1日(土)	1日(火)	1日(火)
2日(木)	2日(日)	2日(水)	2日(水)
3日(金)	3日(月)	3日(木)	3日(木)
4日(土)	4日(火)	4日(金)	4日(金)
5日(日)	5日(水)	5日(土)	5日(土)
6日(月)	6日(木)	6日(日)	6日(日)
7日(火)	7日(金)	7日(月)	7日(月)
8日(水)	8日(土)	8日(火)	8日(火)
9日(木)	9日(日)	9日(水)	9日(水)
10日(金)	10日(月)	10日(木)	10日(木)
11日(土)	11日(火)	11日(金)	11日(金)
12日(日)	12日(水)	12日(土)	12日(土)
13日(月)	13日(木)	13日(日)	13日(日)
14日(火)	14日(金)	14日(月)	14日(月)
15日(水)	15日(土)	15日(火)	15日(火)
16日(木)	16日(日)	16日(水)	16日(水)
17日(金)	17日(月)	17日(木)	17日(木)
18日(土)	18日(火)	18日(金)	18日(金)
19日(日)	19日(水)	19日(土)	19日(土)
20日(月)	20日(木)	20日(日)	20日(日)
21日(火)	21日(金)	21日(月)	21日(月)
22日(水)	22日(土)	22日(火)	22日(火)
23日(木)	23日(日)	23日(水)	23日(水)
24日(金)	24日(月)	24日(木)	24日(木)
25日(土)	25日(火)	25日(金) 第4回常任委員会	25日(金)
26日(日)	26日(水)	26日(土) 第2回委員総会	26日(土) 第44回全国スゴーツ少年団剣道交流大会徳島県(至:28日)
27日(月)	27日(木)	27日(日)	27日(日) 第19回全国スゴーツ少年団レアーボール交流大会徳島県(至:30日)
28日(火)	28日(金)	28日(月)	28日(月)
29日(水)	29日(土)		29日(火)
30日(木)	30日(日)		30日(水)
31日(金)	31日(月)		31日(木)

下旬 ・JFA第45回全日本U-12サッカー選手権大会

下旬 ・日本スゴーツ少年団ブロック会議

上旬 ・日本スゴーツ少年団ブロック会議

スポーツ少年団の歌

若いぼくら

磐田景代 作詞
松本民之助 作曲

♩ = 120 あふれる力で

mf

そらのあおきがぼくにある

それはわかしのシンボルだきぼ

うをむねにーす

いこんでー

のびるぼくらはにほんのこ

そうーだそうーだそうーだーす

ポーツしょうねんだんー

1. 空の青さがぼくにある
それは若さのシンボルだ
希望を胸にすいこんで
伸びるぼくらは日本の子
そうだそうだそうだ
そうだスポーツ少年団

2. 山の青さがぼくにある
それはファイトのシンボルだ
茂るいばらをふみこえて
駆けろぼくらは日本の子
そうだそうだそうだ
そうだスポーツ少年団

3. 海の青さがぼくにある
それは力のシンボルだ
寄せる波濤をのりこえて
進むぼくらは日本の子
そうだそうだそうだ
そうだスポーツ少年団

みどりの朝風

太田克美 作詞
明元京静 作曲

Marciale

mf

みどりみどりの あさーかーぜに きぼうのはたが

なっている われらはスポーツ しょうねんだん に

おうけんこう あこがれたーかー

くーわかいちからを

さあたたえーよーう わかいこころを

さあーた たえーよーう

1. みどりみどりの朝風に
希望の^{はた}国旗がなっている
われらはスポーツ少年団
におう健康あこがれ高く
若い力をさあたたえよう
若い心をさあたたえよう

2. さやかさやかな青空に
平和の鳩が舞っている
われらはスポーツ少年団
水に大地に意気はつらつと
若い力をさあそだてよう
若い心をさあそだてよう

3. 元気元気な歌声で
世界の友が呼んでいる
われらはスポーツ少年団
燃えるファイトに花咲く技に
若い力をさあきたえよう
若い心をさあきたえよう

スポーツ少年団の理念

- ・一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
- ・スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- ・スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

日本スポーツ少年団団員綱領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくれます。

日本スポーツ少年団指導者綱領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。

スポーツ少年団事務必携書 令和3年4月9日発行
公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

次は私たちの時代 誓う、フェアプレイ



森山真稔 (26 歳 フライングディスク)



三木萌子 (21 歳 サッカー)



池田春子 (22 歳 水泳)



小山滉平 (20 歳 ローラースケート)



山内康輔 (21 歳 バレーボール)



中島理沙 (21 歳 なぎなた)

「フェアプレー」って、空気のように当たり前のようで、改めて考えてみると、わかっていないものかも…

そんなフェアプレーを、JSPO (日本スポーツ協会) は考え続け、さまざまな取組を行っています。

日本の未来を担う若者がフェアプレーをとことん考える「フェアプレイ会議」もそのひとつ。

フェアプレーを考えている JSPO も、スポーツを楽しむ皆さんにとっては

空気のような存在なのかもしれません。

それでも、JSPO はあなたのスポーツを確かにサポートしています。

あなたのフェアプレイ宣言で、ともに望む未来へ。



JSPO

Japan Sport Association

WEB でフェアプレイ宣言募集中

フェアプレイ宣言

検索

2019.04 時点